

# 『続日本後紀』と『文徳実録』

野口武司

はじめに

- 一、重陽節宴記事
- 二、神階叙位記事
- 三、京師条坊記事
- 四、賜姓記事
- 五、正月最勝御齋会記事
- 六、神泉苑記事
- 七、転読・転経・読経記事

はじめに

八、祈雨記事

- 九、元旦朝賀記事
  - 十、踏歌節会記事
  - 十一、飢饉・飢餓記事
  - 十二、薨卒記事
  - 十三、臨時叙位記事
- おわりに

所謂六国史をば、律令政治展開の軌跡を表示する記録と解するならば、当然のこと乍ら、同国史は過來方の国政を映

出する真澄の万華鏡と看ることも許されよう。然りとすれば、その中に在り、撰関政治の創業者と目される藤原良房を奉勅撰者に仰ぐ『続日本後紀』と、同政治の守成者と見做される藤原基経を奉勅撰者に戴く『文徳実録』との間には、各々自づとその史書として具有する内的性格面におけるは勿論のこと、それに密接に係り合いを有つ用字表現や記載様態などの外的形象面においても、諸種の異相が表出されているであろうことは充分に予察される処である。そこで本稿では、斯様な事柄をば、目次に掲記した諸記事の検討を通して実証的に究明してみようと思う。

## 一 重陽節宴記事

現行本国史において、九月九日に所謂重陽の節宴が開催されたことそれ自体を明示する記事は『続日本後紀』<sup>(註1)</sup>から見られ、同書に一四例存し、以下、『文徳実録』に七例、『三代実録』に二八例の多きを数える。ここでは、『続日本後紀』所見の重陽節宴記事と他余の国史所見のそれとを比較検討し、同書の当該記事の特色について述べよう。

先ず、『続日本後紀』『文徳実録』両書の当該記事の全例を挙げることにする。

### △『続日本後紀』▽

(1)是日。重陽節也。天皇御紫宸殿。宴侍従已上。令文人同賦秋風歌之題。宴訖賜祿(天和10・9・9条)

(2)是重陽節也。天皇御紫宸殿。宴侍従已上。自外非侍従及諸司緑衫官人堪応詔者。并文章生等侍焉。同賦秋風

歌之題。宴訖賜祿(承和1・9・9条)

(3)天皇御紫宸殿。宴重陽節。命文人賦蟋蟀吟之題。日暮宴罷。賜祿有差(承和3・9・9条)

(4)天皇御紫宸殿。宴重陽節。命文人。同賦露重菊花鮮之題。宴了賜祿有差(承和4・9・9条)

(5)是重陽之日也。天皇不豫。停廢節會。但賜菊醋見參親王以下侍從已上於廊下。賜祿有差(承和5・9・9条)

(6)是重陽之節也。天皇御紫宸殿。宴公卿已下及文人。同賦菊潭引之題。宴畢賜祿有差(承和6・9・9条)

(7)廢重陽節。諒闇也(承和7・9・9条)

(8)是重陽節也。天皇御紫宸殿。宴群臣及文人。同賦白露為霜之題。宴訖賜祿(承和10・9・9条)

(9)天皇御紫宸殿。宴重陽節。公卿已下至六位文人。同賦問秋光之題。訖賜祿有差(承和11・9・9条)

(10)是日重陽節也。天皇御紫宸殿。賜宴。令賦九日洗蘭之題。宴竟賜祿有差(承和12・9・9条)

(11)是重陽節也。天皇御紫宸殿。宴于親王以下至六位文人。同賦九日侍宴詩。韻用平字。宴訖賜祿(承和13・9・9条)

(12)是重陽之節也。天皇御紫宸殿。宴于親王已下侍從已上。但召非侍從諸司綠衫知文者如常。同賦草木言之題。

宴訖賜祿有差(承和14・9・9条)

(13)重陽節也。天皇御紫宸殿。宴于公卿及文人如常。是日。同賦雨洗白菊。以応製。宴訖賜祿(嘉祥1・9・9条)

(14)是重陽節也。天皇御紫宸殿。錫宴如常。令文人同賦託附之題。宴竟賜祿有差(嘉祥2・9・9条)

△『文德実録』▽

(1)以有水灾。廢重陽宴。但公卿於近仗下。與諸侍臣。聊進菊酒。賜祿有差(仁寿1・9・9条)

(2)重陽節也。帝不御南殿。勅公卿。喚侍從文人等宴賞。賜祿如常(仁寿2・9・9条)

(3)重陽宴也。帝不御南殿。勅公卿。召侍從文人等。賜菊酒。一如常儀。但以天下有灾。不举音樂(仁寿3・9・9条)

(4)重陽節也。帝御南殿。賜宴侍臣。命樂賦詩如常(齊衡1・9・9条)

(5)重陽節也。帝御南殿。賜宴侍臣。命樂賦詩如常(齊衡2・9・9条)

(6)重陽宴也。天皇御南殿。命樂賦詩如常(齊衡3・9・9条)

(7)重陽節也。天皇不御南殿。命公卿賦詩賜祿如常儀。雖開宴筵。不举音楽。縁早雲不霑秋稼為害也(天安1・9・9条)

之に依り、『続日本後紀』には、(一)是日(是)と記す事例<sup>△</sup>(1)(2)(5)(6)(8)(10)~(12)(14)と、(二)重陽節宴当日に賦された詩の具体的な題名を記す事例<sup>△</sup>(上掲史料傍二重線部分)<sup>△</sup>(1)(4)(6)(8)~(14)

とを知りうる。この(一)(二)のうち、特に(一)の事例は『三代実録』にも所見されず、『続日本後紀』独有的ものである。一

方、(二)の事例は『三代実録』に、『賦重陽菊酒詩』(貞観1・9・9条)「勅賜題云。菊暖花未開」(貞観3・9・9条)「賦喜晴詩」(貞観

9・9条)「賦天錫難老詩」(貞観12・9・9条)と四例見られるので、決して『続日本後紀』独有的ものとは言えぬが、同書において、

国史における記述の一つの新しいタイプを切り拓いたものであり、然も、この(二)の事例は同書において多数見られる点

で、先の(一)の事例と共に同書の当該記述の一特色を示すものと言ってよからう。又更に、重陽の節宴が開催された場所

(先掲史料傍線部分)を、『続日本後紀』では「紫宸殿」(震)(1)~(4)、(6)(8)~(14)、『文徳実録』では「南殿」(震)(2)~(7)というように、各々

同所を異名を以て表記していることも傍注意しておいてよい。というのは、この同所異名の表記を、爰で問題としてい

る重陽節宴のことに限らず、『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』の三書に見る全ての「紫宸殿」(震)「南殿」の表記を調

査してみるに、

「紫宸殿」(震) 「南殿」(震)

『続日本後紀』……………一三四例 ナシ

『文徳実録』……………一例 二六例

『三代実録』……………二七四例 六例(但し、重陽節宴記事にはなし。)

となつて、『続日本後紀』『三代実録』両書では「紫宸殿」が専用ないし頻用されているのに対し、『文徳実録』ではそれら両書と全く対照的に「南殿」が頻用されているというように、『続日本後紀』『三代実録』両書と『文徳実録』とが、

同所の表記について全く対蹠的な関係にあることを認めうるからである。つまり、同所の異表記「紫宸殿」「南殿」のうち、『続日本後紀』は前者のみで、『文徳実録』は殆ど後者のみ（その例外は嘉祥3・3・22条の一例のみ）で各々なされているという点で、『続日本後紀』『文徳実録』両書間における顕著な対照性を認めうるのであり、これは又、「紫宸殿」の同所異表記「南殿」に対する、「仁寿殿」の同所異表記「北殿」が、仮令僅少例とはいへ、『文徳実録』のみ（仁寿1・4・25条、天安1・2・29条の二例）に所見されることから言い得られることである。

尚、『続日本後紀』の記載様態の一特色として、重陽節宴の記述において、そこで賦された詩の具体的題名を誌している旨を指摘したが、斯うした事柄は、やはり同書の内宴記事においても同様に認知されるのである。即ち、

内宴開催場所（殿舎名）	賦詩題名	開催年月日条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 早春花月之題 <sub>一</sub>	承和1・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 春色半喧寒之題 <sub>一</sub>	〃 2・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>下</sub> 理 <sub>ニ</sub> 残粧 <sub>一</sub> 之題 <sub>上</sub>	〃 3・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 花欄間 <sub>レ</sub> 鶯之題 <sub>一</sub>	〃 4・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 雜言遊春曲之題 <sub>一</sub>	〃 5・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 雪裏梅之題 <sub>一</sub>	〃 6・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 春生之題 <sub>一</sub>	〃 9・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 上春詞之題 <sub>一</sub>	〃 11・1・17条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 香出 <sub>レ</sub> 衣之題 <sub>一</sub>	〃 12・1・20条
仁寿殿	賦 <sub>ニ</sub> 百花酒之題 <sub>一</sub>	〃 13・1・20条

仁寿殿	殿前紅梅。便入ニ詩題ニ	〃 14・1・20条
仁寿殿	〃	〃 15・1・21条
仁寿殿	嘉祥	2・1・20条
清涼殿	〃	〃 3・1・20条

凡そ、『続日本後紀』には内宴記事が一四条あり、そのうち一一条に内宴での賦詩の具体的な題名が誌されている。内宴の開催された場所(殿舎名)は一四条に見られる。つまり、内宴の開催記載数、即ち内宴記事の全てにその開催場所が録されていることになる。この内宴の、(A)賦詩題名 (B)開催場所(殿舎名)の両者の記述について『続日本後紀』以外の国史においては如何ように所見されるかというに、第一表に示す如く、他余の国史においては、(A)についての記述は全く見られず、(B)についての記述は『文徳実録』に二条(齊衡2・1・21条、天安2・1・22条の二条。共に新成殿で開催。)、『三代実録』に四条(貞観8・1・1・21条、貞観10・1・1・21条、元慶4・1・21条、仁和3・1・20条の四条。共に仁寿殿で開催。)見られるに過ぎない。以て『続日本後紀』が如何に(A)(B)の両記述に卓越しているかを能く理會しうるのである。

第一表

項目	五国史			
	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録
(A) 賦詩題名の記載条	○	○	一一	○
(B) 開催場所(殿舎名)の記載条	○	○	一四	二
内宴開催の記載条	○	一	一四	七
				三代実録
				○
				四
				一四

註

(1) 『類聚国史』卷七十四 歳時五 「九月九日」の項に、『続日本後紀』に先行する国史における事例として、『日本書紀』一条

(天武天皇)、『日本後紀』一七条(平城天皇大同2年の一条、嵯峨天皇大同4、弘仁2、5、7、11、13年の一条、淳和天皇天長3、5、7、9年の五条、の都合一七条)を掲記している。これらの中、『続日本後紀』以下の国史における如く「重陽(節)」と明記するのは、淳和天皇天長5年の事例(「使<sub>レ</sub>賦<sub>ニ</sub>重陽之詩<sub>ニ</sub>」)を以て初見とする。(2)『日本後紀』に「幸<sub>ニ</sub>神泉苑<sub>ニ</sub>、使<sub>レ</sub>賦<sub>ニ</sub>重陽詩<sub>ニ</sub>賜<sub>レ</sub>禄<sub>ニ</sub>」(『日本紀略』天長5・9・10条)とあるが、「使<sub>レ</sub>賦<sub>ニ</sub>重陽詩<sub>ニ</sub>」られたのは、必ずしも、重陽節宴においてであると断定することはできない。

## 二 神階叙位記事

勅旨を以て諸神に位階を奉る所謂神階叙位記事(昇叙のそれを含む)において、例えば、

(A) 奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>陸奥国多賀神從五位下<sub>ニ</sub> (『日本後紀』延暦15・10・27条)

(B) 筑前国從二位勲八等田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神並授<sub>ニ</sub>正二位<sub>ニ</sub>。太政大臣東京一條第從二位勲八等田心姫神。湍

津姫神。市杵嶋姫神並授<sub>ニ</sub>正二位<sub>ニ</sub>。此六社居雖<sub>レ</sub>異。實是同神也 (『三代実録』貞観1・2・30条)

とある(A)のように、叙位を記すに「奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>」とするケースと、(B)のように、単に「授<sub>ニ</sub>」(或いは、叙・加・進などもある)として、それに

「奉<sub>レ</sub>」を冠さぬケースとがある。いま、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史所見の全神階叙位記事について、件

の(A)(B)両ケースが如何ように存するかを調査してみると第二表に示す如き結果が得られる。之に依り、各(A)(B)(C)(神階叙位記事数)に占める比率において、(A)の卓越するのは『日本後紀』『続日本後紀』であり、(B)の卓越するのは『続日本紀』

『文徳実録』『三代実録』である。(A)(B)(C)の事例数の多さと、各(A)(B)(C)に占める比率の高さとを併せ考えるならば、(A)

の最も卓越するのは『続日本後紀』、(B)の最も卓越するのは『三代実録』、尋いで『文徳実録』ということになる。別言

すれば、神階叙位を記すに『続日本後紀』は(A)のみを以てし、『三代実録』『文徳実録』両書は略々(B)を以てしたという

ように、これら『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』三書の当該記述は各々略々徹底した態度ないし方針が貫徹な

第二表

項目	五国史				
	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
(A) 「奉 授」	〇	九	七八	一	四
(B) 「授」(或いは叙・加・進などあり)	一七	一	〇	七一	三二六
(C) 神階叙位記事(条)数	一七	一〇	七八	七二	三二〇

〔備考〕『日本後紀』の一〇例中七例は『日本紀略』(延暦一四・五・六条、同一四・八・一八条、大同二・五・三条、弘仁九・四・二四條、同九・六・二二條、同一三・六・二二條、同一三・八・三條)に拠る。

ていることを知りうる。従って、爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書の記載上における顕著な対照性の一端を認めうるのである。

処で、件の神階叙位記事において、その叙位理由を具体的に明記する事例(以下、これを「神階叙位理由明記事例」と仮称する。)についてみるに、『続日本紀』には、

○奉<sup>(八幡)</sup>大神一品、比咩神二品。左大臣橘宿祢諸兄奉<sup>(八幡)</sup>詔曰天皇我御命尔坐申賜止申久(摘要)宇佐八幡神の盧舎那大仏造頭への合力・協力に対する報謝の為(天平勝宝一・12・27条)

○遣<sup>三</sup>近衛中将正四位上紀朝臣船守。叙<sup>三</sup>賀茂上下二社從二位。又遣<sup>三</sup>兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚。叙<sup>三</sup>松尾乙訓二神從五位下。以<sup>三</sup>遷都也(延暦三・11・20条)

とあり、『日本後紀』には、

○撰津国住吉郡住吉大神奉<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>從一位。以<sup>三</sup>遣唐使祈也(大同一・4・24条)



○大和国吉野郡雨師神奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>雨也。〔日本紀略〕弘仁9・4・24条

とあり、『統日本後紀』には、

○下野国武茂神奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。此神坐<sub>下</sub>採<sub>二</sub>沙金<sub>一</sub>之山<sub>上</sub>。〔承和2〕2・23条

○奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>下給国香取郡從三位伊波比主命正二位<sub>一</sub>。常陸国鹿嶋郡從二位勲一等建御賀豆智命正二位、河内国河内郡從三位勲二等天兒屋根命正三位。從四位下比売神從四位上<sub>一</sub>。其詔曰〔摘要〕「皇御孫之御命」の擁護と遣唐使藤原朝臣常嗣の

無事帰還の為〔承和3〕5・9条

○奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>出羽国飽海郡正五位下勲五等大物忌神從四位下<sub>一</sub>。餘如<sub>レ</sub>故。兼宛<sub>二</sub>神封<sub>二</sub>二戸<sub>一</sub>。詔曰〔摘要〕大物忌大神の崇りを取り鎮め、その崇りによる物恠を除去すること、同大神の御稜威<sub>レ</sub>入神助<sub>レ</sub>を得て賊敵を打破りえたこととの報賽の為〔承和7〕7・26条

○奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>无位阿波神。物忌奈乃命並從五位下<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>伊豆国造嶋靈驗<sub>一</sub>也。〔承和7〕10・14条

○奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>陸奥国无位勲九等刈田嶺神。无位鼻節神並從五位下<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>靈驗<sub>一</sub>也。〔承和11〕8・17条

○丹波国桑田郡无位出雲神。但馬国出石郡无位出石神。養父郡无位養父神。朝来郡无位粟鹿神。美濃国厚見郡无位伊奈波神等並奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>国司等解状<sub>一</sub>也。〔承和12〕7・161条

○因幡国法美郡无位宇倍神奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。即預<sub>二</sub>官社<sub>一</sub>。以<sub>下</sub>国府西有<sub>二</sub>失火<sub>一</sub>。隨<sub>レ</sub>風飛至。府舍將<sub>レ</sub>燔。国司祈請。登時風輟火滅。靈驗明白也。〔嘉祥1〕7・27条

○奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>山城国葛野郡大辟神從五位下<sub>一</sub>。縁<sub>下</sub>屢有<sub>二</sub>靈驗<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>祈必<sub>レ</sub>応也。〔嘉祥2〕9・16条

とあり、『文徳実録』には、

○進<sub>二</sub>山城国火雷神階<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>。中略<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>大和国丹生川上雨師神階<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>正四位下<sub>一</sub>。龍田天御柱命神。國御柱命神。若宇加乃賣命神。並加<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>。策命曰<sub>二</sub>下略<sub>一</sub>。〔摘要〕五穀豊饒、天下平安、天皇朝廷護持等の為〔嘉祥3〕7・11条

○遣<sub>下</sub>參議藤原朝臣助<sub>一</sub>向<sub>中</sub>春日大神社<sub>上</sub>。策命曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>建御賀豆智命。伊波比主命二柱乃大神<sub>波乎</sub>正一位<sub>东</sub>。天兒屋根命<sub>波乎</sub>從一位<sub>东</sub>。比売神<sub>波乎</sub>正四位上<sub>东</sub>。上奉利<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇朝廷護持、天下平安等の為〕<sub>嘉祥3・9・15条</sub>

○遣<sub>三</sub>(從五位下紀朝臣)貞守於坐・伊太祁曾神社<sub>一</sub>。策命曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>從五位下乃御冠<sub>乎</sub>授奉利崇奉留狀<sub>乎</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇朝廷護持等の為〕亦遣<sub>下</sub>右中弁兼右近衛中將從四位下藤原朝臣氏宗<sub>一</sub>向<sub>中</sub>園神韓神等社<sub>上</sub>。策命曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>從五位下乃御冠<sub>乎</sub>授奉利崇奉留狀<sub>乎</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇朝廷護持等の為〕

冠<sub>乎</sub>奉<sub>レ</sub>授利崇奉留狀<sub>乎</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇朝廷護持等の為〕<sub>嘉祥3・10・20条</sub>

○遣<sub>下</sub>使者<sub>一</sub>。向<sub>中</sub>平野神宮<sub>上</sub>。策命曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>正三位今木大神<sub>波乎</sub>從二位<sub>东</sub>。正五位上久度。古開等二前乃神<sub>波乎</sub>從四位下<sub>东</sub>。

合殿坐須比咩神<sub>波乎</sub>正五位下乃御冠<sub>东</sub>。上奉利崇奉留狀<sub>乎</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇御孫命の擁護、天下平安等の為〕<sub>仁壽17・10・17条</sub>

とあり、そして『三代実録』には、

○遣<sub>二</sub>使於摂津国広田。生田神社<sub>一</sub>奉幣。告文曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>從一位乃御冠<sub>东</sub>上奉利崇奉留狀<sub>乎</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天下平安、天皇朝廷護持、風雨旱災無、五穀豐饒等の為〕<sub>貞觀10・12・1010条</sub>

○勅遣<sub>下</sub>從五位下行主殿權助大中臣朝臣国雄<sub>一</sub>。奉<sub>中</sub>幣八幡大菩薩宮。及香椎廂。宗像大神。甘南備神<sub>上</sub>。告文曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>

〔(摘要) 新羅賊難・大鳥之恠・地震風水乃災・疫癘飢饉等々の払拭銷滅、国内鎮護、皇御孫命擁護、朝廷護持等の為〕被<sub>二</sub>叙位<sub>一止</sub>

願<sub>太万言上多</sub>依<sub>レ</sub>此天。從五位下乃御位記<sub>东</sub>礼代乃幣帛<sub>乎</sub>令<sub>二</sub>副捧<sub>一</sub>天奉出給<sub>布</sub><sub>貞觀2・1512条</sub>

○山城国正四位上稻荷上中下三名神並奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從三位<sub>一</sub>。告文曰<sub>レ</sub>中略<sub>レ</sub>〔(摘要) 天皇朝廷護持、天下平安、水旱疫癘銷滅、五

穀豐饒等の為〕<sub>貞觀16・4・7条</sub>

○正三位勲五等大物忌神進<sub>二</sub>勲三等<sub>一</sub>。正三位勲六等月山神四等。從五位下勲九等袁物忌神七等。先<sub>レ</sub>是右中弁兼權守藤原

朝臣保則奏言。此三神自<sub>二</sub>上古時<sub>一</sub>。方<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>征戰<sub>一</sub>。殊標<sub>二</sub>奇驗<sub>一</sub>。去五月賊徒襲来挑<sub>二</sub>戰官軍<sub>一</sub>。当<sub>二</sub>此之時<sub>一</sub>。雲霧晦合。对坐不<sub>二</sub>相見<sub>一</sub>。營中擾乱。官軍敗績。求<sub>二</sub>之蒼龜<sub>一</sub>。神氣帰<sub>レ</sub>賊。我祈無<sub>レ</sub>感。增<sub>二</sub>其爵級<sub>一</sub>。必有<sub>二</sub>靈応<sub>一</sub>。国宰斎戒。祈

請懃。望請加進位階<sup>一</sup>。將答<sup>レ</sup>神望<sup>一</sup>。仍增<sup>レ</sup>此等級<sup>一</sup>。(元慶2・8・4条)

とある通りである。これを各五国史所載の神階叙位記事数(条数)に占める「神階叙位理由明記事例」数の百分比からみると、『続日本紀』が $\frac{2}{17}$ △約一二%▽、『日本後紀』が $\frac{2}{10}$ △二〇%▽、『続日本後紀』が $\frac{8}{78}$ △約一〇・三%▽、『文徳実録』が $\frac{4}{72}$ △約六%▽、『三代実録』が $\frac{4}{320}$ △約一・三%▽となつて、『日本後紀』が最も高率で、以下、『続日本紀』『続日本後紀』『文徳実録』の順に続き、『三代実録』が最も低率であることが分かる。

処で、件の「神階叙位理由明記事例」中、特に神の靈威・靈驗について言及すると共に、それを「靈驗<sup>△△</sup>」と明確に表現し、然も、斯うした事例が四例も見られるのは、五国史中、『続日本後紀』のみということになる。これは、先に指摘した如く、同書が神階叙位を記すに徹底して「奉授<sup>レ</sup>」なる表現を専用していることと共に、神に対する敬虔なる心意を以て当該記事が書かれていることを示す証跡と見て取れるのである。又、斯かる事柄は、同書に他余の国史に相違して「物恠」なる表現が多見されること(拙稿「六国史の尊卒伝の記述内容について」(『立正史学』第四七号)参照)とも根を等しくするものと言えよう。

尚、事の序に上述の神階叙位記事と密接な関連性を有つ官社記事について以下に略述しておこう。各五国史所載の官社記事について、その記述様態の大略を示すと左記のようになる。即ち、

『続日本紀』……………「為<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>」「入<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>」(傍線付加の記述が最も多くの事例数を有する。以下同様。)で記され、全四例のうち、その理由(以下、これを「列官社理由」と仮称し、傍線部分がそれに該当する。以下同様。)を記すのは、

○去神護中。大隅国海中有<sup>レ</sup>神造<sup>レ</sup>嶋。其名曰<sup>レ</sup>大穴持神<sup>一</sup>。至<sup>レ</sup>是為<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>。(宝龜12・129条)

の一例あるのみである。

『日本後紀』……………「為<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>」「預<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>」で記され、全一例のうち、その理由を記すのは、

○甲斐国巨麻郡弓削社預<sup>レ</sup>官社<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>靈驗<sup>一</sup>也。(延暦12・204条)

の一例あるのみである。

『続日本後紀』……………「預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>」「為<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>」で記され、全一六例のうち、その理由を記すのは三七・五%に当る、

○在<sub>ニ</sub>石見国五ヶ郡中<sub>一</sub>神惣十五社。始預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>。以下能応<sub>ニ</sub>吏民之禱<sub>一</sub>。久救<sub>中</sub>旱疫之灾<sub>上</sub>也。其神名具在<sub>ニ</sub>神祇官帳<sub>一</sub>。（承和4・1・27条）

○常陸国新治郡佐志能神。真壁郡大国玉神。並預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>比年特有<sub>ニ</sub>靈驗<sub>一</sub>也。（承和4・3・25条）

○大宰府言。管豊前国田河郡香春岑神。辛国息長大姫大目命。忍骨命。豊比咩命。惣是三社。元来是石山。而上木惣無。至<sub>ニ</sub>延暦年中<sub>一</sub>。遣唐請益僧最澄躬到<sub>ニ</sub>此山<sub>一</sub>祈云。願縁<sub>ニ</sub>神力<sub>一</sub>。平得<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>海。即於<sub>ニ</sub>山下<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>神造<sub>レ</sub>寺読経。尔来

草木蓊鬱。神驗如<sub>レ</sub>在。每<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>水旱疾疫之灾<sub>一</sub>。郡司百姓就<sub>レ</sub>之祈禱。必蒙<sub>ニ</sub>感応<sub>一</sub>。年登人壽。異<sub>ニ</sub>於他郡<sub>一</sub>。望預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>。以表<sub>ニ</sub>崇祠<sub>一</sub>。許<sub>レ</sub>之（承和4・12・11条）

○因幡国法美郡无位宇倍神奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。即預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>。以下国府西有<sub>ニ</sub>失火<sub>一</sub>。隨<sub>レ</sub>風飛至。府舍將<sub>レ</sub>燔。国司祈請。

登時風輟火滅。靈驗明白<sub>上</sub>也。（嘉祥1・7・27条）

○常陸国久慈郡稻村神預<sub>ニ</sub>之官社<sub>一</sub>。縁<sub>ニ</sub>水旱之時祈必致<sub>レ</sub>感也。（嘉祥2・4・7条）

○美濃国池田郡養基神預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>靈驗<sub>一</sub>也。（嘉祥2・7・22条）

の六例ある。

『文徳実録』……………「列<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>」「預<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>」で記され、全一九例のうち、その理由を記すのは約六・九%に当たる、

○詔。以<sub>ニ</sub>武蔵国奈良神<sub>一</sub>列<sub>ニ</sub>於官社<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是。彼国奏請。檢<sub>ニ</sub>古記<sub>一</sub>。慶雲二年此神放<sub>レ</sub>光如<sub>ニ</sub>火熾<sub>一</sub>。然其後。陸奥夷虜反乱。国発<sub>ニ</sub>控弦<sub>一</sub>。赴<sub>レ</sub>救陸奥。軍士載<sub>ニ</sub>此神靈<sub>一</sub>。奉以擊<sub>レ</sub>之。所向無<sub>レ</sub>前。老弱在<sub>レ</sub>行。免<sub>ニ</sub>於死傷<sub>一</sub>。和銅四年神社之

中。忽有<sub>ニ</sub>湧泉<sub>一</sub>。自然奔出。溉<sub>ニ</sub>田六百余町<sub>一</sub>。民有<sub>ニ</sub>疫癘<sub>一</sub>。禱而癒。人命所<sub>レ</sub>繫不可<sub>レ</sub>不崇。從<sub>レ</sub>之（嘉祥3・5・19条）

○詔以遠江国角避比古神。列官社。先是。彼国奏言。此神叢社。瞰臨大湖。湖水所溉。拳土頼利。湖有一口。開塞無常。湖口塞則民被水害。湖口開則民致豐穰。或開或塞。神実為之。請加崇典。為民祈利。

(嘉祥3・8・3条)

の二例ある。

『三代実録』……「列官社」「預官社」で記され、全三〇例のうち、その理由を記すのは約三・三%に当たる。○勅。甲斐国八代郡立浅間明神祠。列於官社。即置祝祢宜。随時致祭。先是。彼国司言。往年八代郡暴風大雨。雷電地震。雲霧杳冥。難弁山野。駿河国富士大山西峯。急有熾火。焼碎巖谷。今年八代郡擬大領無位伴直真貞託宣云。我浅間明神。欲得此国齋祭。頃年為国吏成凶咎。為百姓病死。然未嘗觉悟。仍成此恠。須早定神社。兼任祝祢宜。々潔齋奉祭。(中略)国司求之卜筮。所告同於託宣。於是依明神願。以真貞為祝。同郡人伴秋吉為祢宜。郡家以南作建神宮。且令鎮謝。雖然異火之變。干今未止。遣使者檢察。埋剗海千許町。仰而見之。正中最頂飾造社宮。垣有四隅。(中略)中有重高閣。以石構營。彩色美麗。不可勝言。望請。齋祭兼預官社。從之。(貞觀7・12・9条)

の一例あるのみである。

仍って各五国史毎の官社記事合計(条)数に占める有「列官社理由」記事数の百分比をみるに、『続日本紀』は1/4(二五%)、『日本後紀』は1/2(五〇%)、『続日本後紀』は6/16(三七・五%)、『文徳実録』は2/29(約〇・七%)、『三代実録』は1/30(約〇・三%)となり、このうち官社記事事例数の僅少な『続日本紀』『日本後紀』両書を一応除外して考慮するならば、「列官社理由」率の点で、『続日本後紀』が『文徳実録』『三代実録』両書に比して格段に高くなっていることが分かる。

斯くして、先に述べた神階叙位記事における、その「叙位理由」であれ、今に問題としている官社記事における、その「列官社理由」であれ、それを記述することにおいて、『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも遙かに卓越していることを指摘しうるのである。爰にも、これら両書間の記載上における対照性の一斑を認めうるものであり、又、これは、『続日本後紀』の記者の方が『文徳実録』のそれよりも、或る事物に対して、それを仔細に観察し、得心のゆくまで根ほり葉ほり問いかけて、決して不明事・不詳事をそのままに放置してはおけぬと謂う性癖の強い持主であったことに基因するものと看られる事柄としても注目しよ。

斯く考えることに依り、同書の諸記事中において、例えば、

①令<sub>レ</sub>中務省<sub>ニ</sub>進<sub>中</sub>仏舍利七粒於内裏<sub>上</sub>。不知其<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>從來<sub>一</sub>。（承和2・6・28条）

②勅令<sub>レ</sub>造<sub>ニ</sub>轆轤木壺<sub>一</sub>合。銅壺釦鏤者<sub>一</sub>合。備<sub>ニ</sub>干奉<sub>レ</sub>納<sub>ニ</sub>天王寺聖靈御髮<sub>一</sub>。事由未詳。但口伝曰。聖德太子御髮四把。深藏<sub>ニ</sub>于四天王寺塔心底下。去年冬。群<sub>ニ</sub>藤彼寺塔心<sub>一</sub>時。遣<sub>レ</sub>使監察<sub>一</sub>。而其使私偷<sub>ニ</sub>靈髮<sub>一</sub>。与<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>妻。由<sub>レ</sub>是後日成<sub>レ</sub>崇。因更搜索。還<sub>ニ</sub>藏本處<sub>一</sub>云々。（承和4・12・8条）

③始置<sub>ニ</sub>主計主税二寮々掌各<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>。准勅解由使及京職。以<sub>レ</sub>雜出身人堪<sub>レ</sub>事者<sub>一</sub>補<sub>レ</sub>之。（承和10・6・7条）

④請<sub>ニ</sub>百僧於紫宸殿及清涼殿<sub>一</sub>。転<sub>ニ</sub>読大般若經<sub>一</sub>。其由不詳。（承和15・2・1515条）

⑤遣<sub>ニ</sub>使奉<sub>ニ</sub>幣香椎廟<sub>一</sub>。其由不詳。（嘉祥1・12・29条）

などとあるうち、③④のように一条として掛けられている本文（③の本文二七字、④の本文二三字）よりも、その本文を説明解説すべく付されている註記（③の註記六八字、④の註記一八字）の方に多くの文字数が費されている事例や、①②⑤⑥のように「不知」（④）、「未詳」（⑤）、「不詳」（③⑥）といった否定表現を用いている事例やを他余の国史（『日本書紀』を除く）に比してより多く見出しうるこの理由も自づと能く了解せられるのである。

三 京師条坊記事

六国史において京師内の占地を記すに条坊にまで及んでゐる例は『続日本紀』靈龜二年五月十六日条に「始徙<sub>ニ</sub>建元興寺于左京六條四坊<sub>一</sub>」とあるのを以て初見とし、以下、『続日本後紀』に、

- ①左京五条〔貫附〕……………天長10・4・8条
- ②右京二条〔貫附〕 右京六条〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………天長10・8・17条
- ③右京一条〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和1・9・14条
- ④左京七条〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和1・11・8条
- ⑤左京二条〔改<sub>ニ</sub>賜姓<sub>一</sub> 改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和2・3・16条
- ⑥右京二条二坊〔改<sub>ニ</sub>賜姓<sub>一</sub> 改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・2・9条
- ⑦右京三条二坊〔改<sub>ニ</sub>賜姓<sub>一</sub> 改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・3・19条
- ⑧右京五条二坊〔改<sub>ニ</sub>賜姓<sub>一</sub> 改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・4・1条
- ⑨左京四条二坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・4・29条
- ⑩右京七条二坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・閏5・8条
- ⑪左京六条二坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・閏5・17条
- ⑫右京四条二坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・8・14条
- ⑬左京四条二坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕 右京八条三坊〔改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕……………承和3・9・30条

- ⑭ 左京六条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 3・10・13 条
- ⑮ 左京五条〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 3・12・5 条
- ⑯ 左京二条四坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 4・1・9 条
- ⑰ 左京五条三坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 4・2・17 条
- ⑱ 左京五条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 4・3・20 条
- ⑲ 右京九条四坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 4・11・24 条
- ⑳ 右京二条〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 5・1・22 条
- ㉑ 左京二条二坊十六町二分之一〔賜地記事〕…………… 承和 5・3・15 条
- ㉒ 左京五条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 6・4・7 条
- ㉓ 右京五条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 6・7・17 条
- ㉔ 左京四条三坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 6・8・29 条
- ㉕ 右京四条四坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 6・9・23 条
- ㉖ 左京四条二坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 編附〕…………… 承和 6・10・19 条
- ㉗ 左京四条二坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 6・11・5 条
- ㉘ 左京七条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 7・6・9 条
- ㉙ 右京二条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 7・6・10 条
- ㉚ 右京二条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 7・6・22 条
- ㉛ 左京二条一坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 7・8・16 条



- ③② 右京三条〔貫附〕…………… 承和 7・9・20条
- ③③ 左京六条〔貫附〕…………… 承和 7・12・27条
- ③④ 右京三条一坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 8・閏9・28条
- ③⑤ 左京二条〔編附 改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub>〕…………… 承和 9・6・3条
- ③⑥ 左京二条三坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 9・7・3条
- ③⑦ 右京二条三坊〔貫附〕…………… 承和 10・1・15条
- ③⑧ 左京一条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 11・8・23条
- ③⑨ 左京二条□□〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 11・12・8条
- ④⑩ 右京一条四坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 12・2・1条
- ④⑪ 右京二条一坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 12・2・2条
- ④⑫ 左京九条三坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 12・11・14条
- ④⑬ 左京三条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕 右京六条二坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 13・3・15条
- ④⑭ 左京三条一坊…………… 承和 13・3・19条
- ④⑮ 左京四条四坊〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub>〕…………… 承和 13・6・25条
- ④⑯ 右京五条三坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 13・9・13条
- ④⑰ 左京六条四坊〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 13・12・27条
- ④⑱ 左京三条〔改<sub>二</sub>賜姓<sub>一</sub> 貫附〕…………… 承和 14・3・1条
- ④⑲ 左京六条〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 貫〕…………… 承和 14・8・15条

⑤⑩ 左京四条〔改賜姓〕貫	.....	承和 14	10	1	
⑤⑪ 左京六条三坊〔改賜姓〕貫附	.....	嘉祥 1	8	6	
⑤⑫ 右京六条三坊〔改本居〕貫附	.....	嘉祥 2	1	3	
⑤⑬ 左京六条三坊〔改本居〕貫附	.....	嘉祥 2	2	23	
⑤⑭ 左京六条一坊〔改本居〕貫附	.....	嘉祥 2	4	28	
⑤⑮ 左京五条三坊〔改本居〕改賜姓貫附	.....	嘉祥 2	7	27	
⑤⑯ 左京六条二坊〔改本居〕貫附	.....	嘉祥 2	10	5	
の五六条六〇例 <small>（左京三六例、右京三三例、左右京不明一例、承和3・3・25条）</small>	あり、更に『三代実録』に、				
① 右京一条三坊〔賜地記事〕	.....	貞観 2	3	29	
② 右京九条〔改賜姓〕貫附	.....	貞観 2	9	2	
③ 右京五条一坊〔復本貫〕	.....	貞観 6	8	10	
④ 左京八条二坊〔文章中〕	.....	貞観 7	6	14	
⑤ 右京一条一坊〔改賜姓〕貫	.....	貞観 8	3	2	
⑥ 右京三条□坊〔改本居〕貫附	.....	貞観 8	11	4	
⑦ 左京一条一坊〔改賜姓〕貫隸	.....	貞観 15	4	21	
⑧ 左京四条三坊〔改本居〕貫	左京四条四坊〔改本居〕貫	左京五条三坊〔改本居〕貫	右京二条三坊〔改本居〕貫	右京三条二坊〔改本居〕貫	右京六
貫 改賜姓	.....	貞観 15	12	2	

- ⑨ 右京二条四坊〔文章中〕……………貞観17・11・15条
  - ⑩ 右京五条一坊……………元慶1・6・9条
  - ⑪ 右京三条□坊〔改本居一隸〕 右京五条〔改本居一貫隸〕 左京六条〔改本居一隸〕  
左京三条〔改本居一隸〕……………元慶1・12・25条
  - ⑫ 左京三条〔改本居一居貫〕……………元慶3・閏10・4条
  - ⑬ 左京五条三坊〔改本居一貫〕〔承和四年現在〕……………元慶5・12・19条
  - ⑭ 左京四条〔改本居一貫〕 右京二条〔改本居一貫附〕……………元慶6・11・1条
  - ⑮ 左京一条〔改賜姓一隸〕……………元慶8・6・2条
  - ⑯ 右京三条□坊〔改居一貫附〕……………仁和1・11・17条
  - ⑰ 左京四条二坊〔改本居一貫附〕……………仁和1・12・15条
  - ⑱ 右京一条〔改賜姓一貫〕……………仁和2・10・13条
  - ⑲ 右京四条三坊〔改本貫一隸〕……………仁和3・7・17条
- の一九条二八例（左京二例 右京二六例）存する。之に依り、条数、事例数の孰れにおいても、六国史中、『続日本後紀』『三代実録』両書が卓越しており、それら両書のうちでも取り分け前書においてそれが認められる。いま、これをそれら両書の各叙述対象範囲（前書二七・二年 後書二九・二年）を加味考慮して各一年当りに載録する条数と事例数とを各々算出してみると、前書は約三・三条、約三・五件、後書は約〇・六五条、約〇・九六件という数値が得られる。以て前書、即ち『続日本後紀』における該記事の卓絶性が実証せられるのである。

処で、この『続日本後紀』所見の条坊記事は、その殆どが所謂貫附記事でもある

（条坊記事六〇例中、貫附記事は五四例八約九五多ある。因みに『三代実録』の場合は条坊記事二八例）

中、貫附記事は二四例<sup>△約八六名</sup>存する。そこで、上述した処と異なり、条坊記載のない京師への貫附記事を検してみると、『続日本紀』『文

徳実録』両書には所見なく、『続日本後紀』には上記条坊記事に見る五四例の外、

- ① 右京〔貫附〕……………天長 10・3・6 条
- ② 左京〔貫附〕……………承和 1・6・辛丑 条
- ③ 右京〔貫附〕……………承和 2・10・22 条
- ④ 右京〔貫附〕……………承和 3・閏 5・23 条
- ⑤ 左京〔貫附〕……………承和 14・8・15 条

の五例を加えた五九例存する。『三代実録』には先記条坊記事に見る二四例の外、

- ① 〔改賜姓〕 隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub> 復<sub>二</sub>本貫姓名<sub>一</sub> ……貞観 1・4・3 条
- ② 〔改賜姓〕 隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub> ……貞観 3・11・11 条
- ③ 〔改賜姓〕 改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub> ……貞観 4・2・23 条
- ④ 〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub>〕 貫<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub> ……貞観 4・2・28 条
- ⑤ 〔隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・3・4 条
- ⑥ 〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・5・13 条
- ⑦ 〔改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub> 隸<sub>二</sub>左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・7・8 条
- ⑧ 〔貫<sub>二</sub>附左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・7・8 条
- ⑨ 〔貫<sub>二</sub>附左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・7・8 条
- ⑩ 〔貫<sub>二</sub>附左京職<sub>一</sub>〕 ……貞観 4・7・8 条

- ⑪〔貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀4・7・8条
- ⑫〔貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀4・7・8条
- ⑬〔還<sub>三</sub>附本貫<sub>一</sub>左京〕……………貞觀5・2・17条
- ⑭〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>隸<sub>三</sub>右京職〕……………貞觀5・8・8条
- ⑮〔改<sub>三</sub>賜姓<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附左京〕……………貞觀5・8・17条
- ⑯〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀5・8・17条
- ⑰〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>左京職〕……………貞觀5・8・22条
- ⑱〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀5・9・5条
- ⑲〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附左京職〕……………貞觀5・9・5条
- ⑳〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀5・9・10条
- ㉑〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀5・9・13条
- ㉒〔貫<sub>三</sub>附左京職〕……………貞觀5・9・13条
- ㉓〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附右京職〕……………貞觀5・10・21条
- ㉔〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附左京職〕……………貞觀6・8・8条
- ㉕〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>貫<sub>三</sub>附左京〕……………貞觀6・8・10条
- ㉖〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>隸<sub>三</sub>右京職〕……………貞觀6・8・10条
- ㉗〔改<sub>三</sub>本居<sub>一</sub>隸<sub>三</sub>左京職〕……………貞觀6・9・4条
- ㉘〔左京人…還<sub>三</sub>附本貫〕……………貞觀7・11・20条



③ 貫 <sub>二</sub> 于右京 <sub>一</sub>	.....	延曆 15	・ 11	・ 4 条
④ 貫 <sub>二</sub> 于右京 <sub>一</sub>	.....	延曆 18	・ 7	・ 1 条
⑤ 貫 <sub>二</sub> 于左京 <sub>一</sub>	.....	延曆 18	・ 8	・ 22 条
⑥ 附 <sub>二</sub> 于右京 <sub>一</sub>	.....	延曆 24	・ 8	・ 21 条
⑦ 附 <sub>二</sub> 于左京 <sub>一</sub>	.....	延曆 24	・ 8	・ 21 条
⑧ 附 <sub>二</sub> 于左京 <sub>一</sub>	.....	延曆 24	・ 11	・ 29 条
⑨ 貫 <sub>二</sub> 于左京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 2	・ 3	・ 9 条
⑩ 貫 <sub>二</sub> 于左京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 2	・ 閏 12	・ 15 条
⑪ 貫 <sub>二</sub> 附左京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 6	・ 6	・ 19 条
⑫ 貫 <sub>二</sub> 附右京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 6	・ 7	・ 2 条
⑬ 貫 <sub>二</sub> 附左京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 6	・ 7	・ 3 条
⑭ 貫 <sub>二</sub> 附左京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 6	・ 7	・ 13 条
⑮ 貫 <sub>二</sub> 于右京 <sub>一</sub>	.....	弘仁 6	・ 12	・ 10 条

の一五例を挙げうるので、これを同書の叙述対象範囲たる四一・二年で割れば、一年当りの載録事例数〇・三六件という数値を得る。これは、上述した『続日本後紀』『三代実録』両書における数値よりも遥かに低いと言える。いま、これら三書における数値に任意に分析を加えて表示すると第三表の一―三の如くなる。

之に依り、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書収載の貫附記事について、それら各書における一年当りの平均載録事例数を見るに、『日本後紀』は約〇・三六件、『続日本後紀』は約三・五件、『三代実録』は約二・一件となつて、

第三表の一 『日本後紀』の貫附記事

年次	貫附地		合計	一年当りの載録事例数
	左京	右京		
延暦11~大同2 (桓武・平城朝)	三	五	八	〇・五
大同3~天長10 (嵯峨朝)	五	二	七	約〇・二八
合計	八	七	一五	約〇・三六

第三表の二 『続日本後紀』の貫附記事

年次	貫附地		合計	一年当りの載録事例数
	左京	右京		
天長10~承和5	一二	一四	二六	約四・三
承和6~承和10	九	七	一六	三・二
承和11~嘉祥2	一四	五	一九	約三・二
合計	三五	二六	六一	約三・五

第三表の三 『三代実録』の貫附記事

年次	貫附地		合計	一年当りの載録事例数
	左京	右京		
貞観1~貞観10	二〇	一六	三六	三・六
貞観11~貞観18	六	四	一〇	約一・三
元慶1~仁和3	一〇	六	一六	約一・五
合計	三六	二六	六二	約二・一



『続日本後紀』が最も多く、それに『三代実録』『日本後紀』の順に続いていることが分かる。又、それら三書収載の当該記事を各書毎の任意の年次別に分かつと共に、更にそれを各年毎にまで押し及ぼして、その年平均載録事例数のあり様について眺めてみるに、『日本後紀』の場合、延暦一一年～大同二年の桓武・平城朝一六年間においては〇・五件、大同三年～天長一〇年の嵯峨朝九年間においては約〇・二八件となり、前者（傍線イ）における方が後者（傍線ロ）におけるよりも遙かに多いこと。『続日本後紀』の場合、天長一〇年～承和五年の六年間においては約四・三件、承和六年～承和一〇年の五年間においては三・二件、承和一一年～嘉祥二年の六年間においては約三・二件となり、同書にあっては天長一〇年～承和五年の六年間において、より多いこと。そして『三代実録』の場合、貞観一一年～貞観一〇年の一〇年間においては約一・五件となり、同書にあっては貞観一一年～貞観一〇年の一〇年間により多いこと、等が知られる。

以上、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書載録の当該記事の一年当り平均事例数を調査検討してみると、『日本後紀』の場合、延暦一一年～大同二年の一六年間において、『続日本後紀』の場合、天長一〇年～承和五年の六年間において、『三代実録』の場合、貞観一一年～貞観一〇年の一〇年間において各々多くなっていること。そして、これら三書を通してみると、①『続日本後紀』の天長一〇年～承和五年の六年間において最も多く、②『三代実録』の貞観一一年～貞観一〇年の一〇年間において、③に次ぐ多さを認めうることを。而して、このうち①については、取り分け、承和三年に多く、この一ケ年間だけでも一二例（天長一〇年～承和五年の六年間における合計二六例の略々半数近くを占める）を数え、③については、特に貞観四・五年（四年に

〇例、五年に一〇例あり、この二ケ年間の合計二二例は、の二〇年間における合計三六例の約五八%を占める。

）に多いこと、等々を知りうる。

更に、上記①についての所述は、從五位下讃岐朝臣永直卒伝（『三代実録』貞観4・8是月条）に、彼が承和三年に朝臣を賜姓されると

共に右京職に隸けられたとあることに依つても、その妥当性が補強されるのである。

斯くして貫附記事について、その載録件数に関しては、『続日本紀』以下の五国史中、『続日本後紀』に最も多く、それに『三代実録』『日本後紀』の順に続き、『続日本紀』『文徳実録』<sup>註</sup>には全く載録されていないこと。当該記事の一年当りの平均事例数で最も多いのは、①『続日本後紀』天長一〇年～承和五年の六年間における約四・三件であり、それに尋いで多いのは、②『三代実録』貞観一年～貞観一〇年の一〇年間における三・六件である。そして③については承和三年が、④については貞観四・五年が各々特に多いこと、等々を明らかにしうるのである。

又、『文徳実録』には当該記事を全く載録していない旨を指摘したが、これは、『三代実録』貞観三年九月二十四日条所見の正五位上豊階真人安人卒伝に、彼が仁、寿二年に真人を賜姓され京師左京に貫せられたとあり、或いは同書貞観五年一月二十日条所見の従五位上滋善宿祢宗人卒伝に、彼が仁、寿二年に滋善宿祢を賜い、左京に隸けられたとあるにも拘らず、それらが仁、寿二年を叙述対象範囲としている『文徳実録』に記載されていないことと共に、同書が『続日本後紀』や『三代実録』と異なって、そうした貫附問題に冷淡で関心を示さなかったことを如実に語り示すものと言えよう。爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書間における対照的な性格の一斑を読み取りうるのである。

尚、京師への貫附につき、その左・右の孰れに多いかということについては、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書の孰れにおいても左京の方が右京よりも僅か乍ら上廻っていること。これは京師の地形に因由する、その後の発展度合に徴しても首肯しうることである。故に、仮令、史料の残存状態に多少の制約ないし問題があるうとも、現行本国史の記述（即ち、当該記事の載録事例数）は大凡の史的事実を伝えるものと解して大過なからうと思う。又、その左京への貫附事例の偏りが最も顕著なのは承和一二年～嘉祥二年の六年間（左京への貫附約七四%、右京への貫附約二六%）であり、それに尋いで多いのは大同三年～天長一〇年の二五・二年間（この間は事例僅少であるが、左京への貫附約七二%、右京への貫附約二九%）であり、斯うしたことも史的事実の大凡の傾向を語り示すものと観て何ら差し支えなからうと考える。

序で乍ら、当該記事において「改<sub>ニ</sub>本居<sub>一</sub>」なる表現が『続日本後紀』(全五九例中、四〇例、約六八%) 『三代実録』(全六三例中、四〇例、約六三%) 両書に見られるけれど、後書よりも前書の方に若干多い。従って件の表現は、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史にあつて『続日本後紀』に最も多見され、然も同書に初見されるものである。又、当該記事に所見される「貫隸」「隸」「左(右)京職」(前掲史料傍  
波線部分)なる表現が『三代実録』独有のものであることも旁注意しておいてよからう。

#### 註

天安元年九月二十七日条に「中宮少属正七位上秦忌寸永岑賜<sub>ニ</sub>大秦公宿祢姓<sub>一</sub>。脱<sub>ニ</sub>山城国<sub>一</sub>。占<sub>ニ</sub>着<sub>ニ</sub>右京<sub>一</sub>」なる記事がある。この「占<sub>ニ</sub>着<sub>ニ</sub>」を貫附に全く同義と断定して了うには聊か疑問が残る。故に『文徳実録』には、「貫附」「貫」なる表現を伴う所謂貫附記事を全く見出しえないのである。

#### 四 賜姓記事

五国史に賜姓記事は多見されるが、該記事の各史書毎の存在状態、即ち各書において、或いは各書における一年当りには、或いは又、各書収載の薨卒記事には、各々如何ように存するか。将又、各書収載の賜姓記事において特に、例え

ば、  
○美濃国席田郡大領外正七位上子人。中衛<sub>ニ</sub>牙位<sub>ニ</sub>吾志<sub>一</sub>等言。子人等六世祖父<sub>ニ</sub>乎留和<sub>一</sub>斯知。自<sub>ニ</sub>賀羅国<sub>一</sub>慕<sub>レ</sub>化来朝。当時未<sub>レ</sub>練<sub>ニ</sub>風俗<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>著<sub>ニ</sub>姓字<sub>一</sub>。望<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>国号<sub>一</sub>。蒙<sub>ニ</sub>賜姓字<sub>一</sub>。賜<sub>ニ</sub>姓賀羅造<sub>一</sub>。(「続日本紀」天  
平2・10・28条)

○正六位上本野王賜<sub>ニ</sub>姓淡海真人<sub>一</sub>。其先。出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>天命<sub>一</sub>。開<sub>ニ</sub>別天皇<sub>一</sub>之後也。(「三代実録」元  
慶4・8・14条)

のように、当該賜姓者の祖先

(祖父もしくはそれ以上  
の直系尊属に及ぶ)

系譜乃至記述を含むもの

(以下、これを「有祖先系譜」  
賜姓記事」と仮称する)

が、如何程存するか、

等々といった事柄の調査結果を示すと第四表の如くなる。

之に依り、①一年当りに収載する賜姓記事数（以下、これを「年当り当」と略称する。）が最も多いのは『日本後紀』であり、それに『続

第四表

諸事項	A 賜姓記事数	B 叙対象範囲(年月)	C 一年当りの賜姓記事数	D 葬卒記事数	E 葬卒記事中所見賜姓記事数	F 「有祖」先系譜賜姓記事数	$G = \frac{E}{D} \times 100$	$H = \frac{F}{A} \times 100$	$I = \frac{F}{A-E} \times 100$
五国史									
続日本紀	三六	四・五年	約三・六	三〇二	三	一九	約四・〇%	約五・七%	約五・九%
日本後紀	五九	一〇年	約五・九	一四	一	一	約〇・六%	約一・七%	約一・七%
続日本後紀	五	一七・二年	約三・八	五	一	五	約一・二%	約三・一%	約四・四%
文徳実録	二四	八・五年	約二・八	八	三	〇	約三・八%	〇%	〇%
三代実録	一〇三	二九・一年	約三・五	一七	一六	三	約八・六%	約六・八%	約七・一%

(備考) A、Fは共に一条を一例として算出し、『日本後紀』のBは現存部分に限って割出した。

『日本後紀』『続日本紀』『三代実録』『文徳実録』の順（「続日本紀」「三代実録」両書は同数）に続いている。従って『続日本後紀』は『日本後紀』に次ぐ多さを有つのに対し、『文徳実録』は五国史中最も尠ないこと。②葬卒記事所見賜姓記事数の葬卒記事数に占める百分比(G)で最も高いのは『三代実録』であり、逆に最も低いのは『日本後紀』であること。③「有祖先系譜賜姓記事数」(F)の賜姓記事数(A)に占める百分比(H)で最も高いのは『続日本後紀』であり、それに『三代実録』『続日本紀』『日本後紀』『文徳実録』の順に続くこと、等々を知りうる。このうち②は『三代実録』の葬卒記事の註特色を示すものであり、①③、特に③は『続日本後紀』『文徳実録』両書が対照的な関係にあることを示す一例である。

尚、個人を対象とする賜姓について、『文徳実録』の当該記事においては、他余の四国史における場合と異なり、全て有位者へのそれであり、賜姓されるカバネは真人、宿祢、朝臣に限られ、連、公、造、直などといった低位のカバネ賜姓は見られず、又、田夷や俘囚を含めた所謂化外の徒への賜姓も見られないのである。而して『文徳実録』がそうした事柄を記載の原則ないし梓付け基準とした為に、その結果として、同書における「年当り当該記事数」が他余の四国史におけるそれに比して尠なくなっているとも解しうるのである。

#### 註

拙稿「『三代実録』の薨卒記事」（本誌第四号）参照。尚、『三代実録』の薨卒記事中に貫附記事が八例（貞観2・10・3、同3・9・24、同4・8是月、同5・1・20、同6・2・2、同12・2・19、元慶3・1・3、仁和1・12・11の各条八例）あり、他余の国史の薨卒記事中には貫附記事が全く見られず、『三代実録』の薨卒記事中にのみ見られることも、同書当該記事の一特色と言えよう。

### 五 正月最勝御齋会記事

鎮護国家・天皇万歳を主眼として、大極殿で金光明最勝王経を講賛する御齋会についての記事は『日本後紀』弘仁四年一月十四日条に「最勝王経講畢。延<sub>ニ</sub>高学僧十一人於殿上<sub>一</sub>論義。施<sub>ニ</sub>御被<sub>一</sub>とあるのを以て初見とし、続いて『続日本後紀』承和三年一月八日条に「天皇御<sub>ニ</sub>大極殿<sub>一</sub>聽<sub>レ</sub>講<sub>ニ</sub>最勝王経<sub>一</sub>、且還<sub>ニ</sub>御紫宸殿<sub>一</sub>以礼<sub>レ</sub>仏」とあり、同月十日条に「最勝会竟。引<sub>ニ</sub>其講師及僧綱等<sub>一</sub>。論<sub>ニ</sub>義殿上<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是。勅以<sub>ニ</sub>元興寺伝灯大法師位延祥法師<sub>一</sub>任<sub>ニ</sub>権律師<sub>一</sub>とあって、同御齋会の始終（以下、これを「会始」「会終」と略記する。）について記しており、その後、この記事は嘉祥二年まで略々毎年「会始」「会終」共に記して

いる（但し、嘉祥元年の記事と、承和十二年の「会終」記事を欠く）。更に『三代実録』には貞観元年から仁和三年まで、その間、貞観四年、同十五年の「会始」「会終」及び同十六年の「会始」を欠くほかは当該記事を有する。

以上、正月最勝御齋会の記事について、「会始」「会終」の日を並記する最初の国史は『続日本後紀』であり、新しい記述様態として国史の新例を拓く一例と言えるが、それに続く『文徳実録』には当該記事を全く欠いている。爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書における対照的な記載様態の一端を認めうるのである。

尚、『三代実録』には、この御齋会に講師役を勤仕する僧侶の具名を録しており、斯うした記述は、それ以前の国史には所見されぬものである。いま、同書の貞観元年・仁和三年までに収録する二七例、二七名の僧侶の所属寺院、所属宗派について事例数の多い順に掲記すると以下のようになる。即ち所属寺院では、元興寺八例、薬師寺六例、興福寺六例、東大寺三例、大安寺二例、延暦寺一例、西大寺一例となり、所属宗派では、法相宗一三例、三論宗五例、華嚴宗四例、天台宗一例、不明記四例となる。而して、この不明記四例は興福寺僧へ法相宗二例、元興寺僧へ三論宗・法相宗、西大寺僧へ真言律宗と謂うことで、このうち法相宗は二例もしくは三例となるから、上記の事例と合わせると、法相宗が優る重要儀式の一たる正月最勝御齋会に果たした役割の大きさを確認することが出来るのである。

## 六 神泉苑記事

国史における神泉苑記事の初見は『日本後紀』延暦二十三年一月二十五日条に「幸神泉苑」とあるものであり、これを含めて当該記事は同書に全部で四〇条（一年当り）あり、このうち①延暦二十三年八月十日条に「暴雨大風……墮計壊

神泉苑。左右閣京中廬舎<sup>二</sup>云々とあり、<sup>⑨</sup>弘仁四年二月二十九日条に「宴<sup>三</sup>神泉苑<sup>一</sup>命<sup>三</sup>文人<sup>一</sup>賦<sup>レ</sup>詩。奏<sup>レ</sup>樂賜<sup>レ</sup>綿有<sup>レ</sup>差」とあるほかの三八条には、全て「幸<sup>三</sup>神泉苑<sup>一</sup>」と見えており、上引の事例<sup>⑨</sup>とて実質的には神泉苑への行幸に関するものと観て誤りない訳であるから、同書における神泉苑記事の殆どが、同処への行幸を記しているものと解してよい。そして、同処への行幸の目的・理由は、例えば、大同三年五月十三日条に「幸<sup>三</sup>神泉苑<sup>一</sup>宴<sup>三</sup>群臣<sup>一</sup>賜<sup>レ</sup>錢有<sup>レ</sup>差」とあり、弘仁三年二月十二日条に「幸<sup>三</sup>神泉苑<sup>一</sup>覽<sup>三</sup>花樹<sup>一</sup>命<sup>三</sup>文人<sup>一</sup>賦<sup>レ</sup>詩。賜<sup>レ</sup>綿有<sup>レ</sup>差。花宴之節始<sup>三</sup>於此<sup>一</sup>矣。」とある如く遊宴・賦詩に関するものだけで、そこでの遊獵に関するものについての記述は見られない。

次に『続日本後紀』所見の神泉苑記事は全部で二三条あるが、このうち、左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨伝（<sup>7</sup>承和3・2310条）

中に見えるもの（これを除外すると、一年）と「神泉苑東垣瓦八丈餘無<sup>レ</sup>故頽落聲不<sup>レ</sup>異<sup>レ</sup>雷」（<sup>3</sup>承和15・6条）とあるもの以外の二一

条は全て同処への行幸に関するものである。このように神泉苑記事は同処への行幸記事が殆どであるという点では上述した前史たる『日本後紀』の場合に同じである。そして、このうちには遊宴・賦詩に関するものもあるにはあるが、

「令<sup>レ</sup>捕<sup>三</sup>池魚<sup>一</sup>」（<sup>承和2</sup>・5・11条）、「放<sup>レ</sup>隼拂<sup>三</sup>（擊）水禽<sup>一</sup>」（<sup>承和2</sup>・12・22条、<sup>承和3</sup>・1・28条、<sup>承和5</sup>・11・29条）、「放<sup>三</sup>鶴隼<sup>一</sup>」（<sup>承和3</sup>・2・13条）、「放<sup>レ</sup>隼」（<sup>承和3</sup>・20条、同4・

<sup>11</sup>・8条、同4・11・27条）、「放<sup>レ</sup>隼。獲<sup>三</sup>水鳥百八十翼<sup>一</sup>」（<sup>承和3</sup>・12・22条）、「放<sup>レ</sup>隼獲<sup>三</sup>水鳥百廿翼<sup>一</sup>」（<sup>承和15</sup>・1・2015条）などというように、その半数弱

が所謂遊獵関係記事となっており、そのほか嘉祥元年十月二十二日条にも「行<sup>三</sup>幸神泉苑<sup>一</sup>轉幸<sup>三</sup>北野<sup>一</sup>遊獵」とあることからみて、同書の当該記事には、その叙述対象年の帝たる仁明天皇の「愛<sup>三</sup>其逸氣横生<sup>一</sup>」（<sup>承和3</sup>・2・203条）「<sup>2</sup>承和3・203条）でる勇武なる氣象・

品性の某かが略々そのままの形で投影されていると考えられるのである。当該記事に関する斯様な事柄は、上に触れた、その前史たる『日本後紀』には全く見られぬ許りか、その後史たる『文徳実録』にも全く見受けられぬ処である。この

点でも『続日本後紀』『文徳実録』両書間における顕著な対照性の一斑を認知しうるのである。

兎も角も、『続日本後紀』において、遊獵に関する記事が可成り多く見られる点は注意されてよい。

次に『文徳実録』所見の神泉苑記事は全部で三例（一年当り）あり、これらは、①「備前国貢一伊蒲塞一断穀不食。有勅。安置神泉苑」（齊衡1・7・22条）、②「別遣一勅使於神泉苑一試一諸持呪有驗者一聽一度」（齊衡3・8・1条）、③「美作国献一白鹿一詔放一神泉苑」（齊衡3・12・28条）と謂うもので、同処への行幸記事は一例もない。之を要するに、当該記事それ自体の多寡と、神泉苑への行幸記事の有無の点においても、この『文徳実録』は上述した、その前史たる『続日本後紀』と対照的であると言えるのである。

次に『三代実録』所見の神泉苑記事は全部で二五条（一年当り）を数え、これらの中には『日本後紀』以下の国史に在る如き遊宴・遊獵関係の記事を認めうるが、本書には、それらの前史には全く見られなかった（但し、上引の『文徳実録』②も関係するもの）、「延三百廿僧於内殿、中宮、神泉苑、三處相分転一読大般若經」（貞観5・3・23条）、「於神泉苑、修御靈會」（貞観5・5・20条）、「於神泉苑、修法」（貞観8・8・21条）、「延僧四口於神泉苑、讀般若心經、又僧六口……修疫神祭」（貞観7・5・13条）、「十五僧於神泉苑、修大雲輪請雨經法、並祈雨也」（貞観17・6・15条）、「大極殿読經、神泉苑修法……未得快樹也」（貞観17・6・18条）、「古老言曰、神泉苑池中有神竜……昔年炎旱」（貞観17・6・23条）、「神泉苑乾池举楽」（貞観17・6・26条）、「屈伝灯大法師位教曰於神泉苑、率廿一僧修金翅鳥王經一祈雨也」（元慶1・6・26条）、「於神泉苑、修灌頂經法……祈止雨也」（元慶4・5・22条）等というような同処での祈雨・止雨、悪霊鎮静・疫癘退散、等の為に試みられた諸種の御修法関係記事が可成り多く見られ、それが当該記事全体の約四割を占めているのは刮目さるべきことであろう。

以上を要するに、『日本後紀』以下『三代実録』までの四国史に所見される神泉苑記事を検討してみると、神泉苑への行幸記事を欠く『文徳実録』以外の三書においては、同処で天皇主催の遊宴・賦詩の雅が展開されたさまを記す点では共通するとはいへ、それら各国史の特色として、『日本後紀』では遊宴・賦詩関係記事が、『続日本後紀』では遊獵関係記事が、『三代実録』では諸種の御修法関係記事が各々可成り多く載録されていることを指摘しうる。而して斯うした事



柄が、それら各国史の記述を各々特色づけていると共に、そうした各国史に記す神泉苑記事一つにも、各々の時代相乃至時代性の一端が色濃く反映されていると観ることも可能である。

尚、本項に関連して『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史所見の行幸関係記事(㉞) その㉞の中に看る遊(狩) 獵関係記事(㉟) その㉟記事以外に看る遊(狩) 獵関係記事(㊱) が他余の四国史に比して断然多く、以下、『続日本後紀』『続日本紀』『文徳実録』の一年当りの載録事例数では『日本後紀』が

第五表

諸項目 五国史	㉞	㉟の一年 当りの 事例数	㊱	㊲
続日本紀	163	約 1.7	5	1
日本後紀	62	6.2	0	65
続日本後紀	38	約 2.2	18	3
文徳実録	9	約 1.1	0	0
三代実録	28	約 1.0	2	0

『三代実録』の順となつてゐること。㊱記事は『続日本後紀』に最も多く、以下、『続日本紀』『三代実録』の順に続き、『日本後紀』『文徳実録』両書に全く見られぬこと、等が知られる。つまり、㉞即ち、行幸関係記事の一年当りの載録事例数が最も多い『日本後紀』では、その行幸関係記事中に、決して遊獵関係記事を記さず、飽く迄も行幸は行幸、遊獵は遊獵というように、それら双方を各々別々に記述するという筆法を厳守していること。又、㊱即ち、行幸関係記事中所見の遊(狩) 獵関係記事が『続日本後紀』において最も多く認められることは、先に同書所見の神泉苑記事中に、同処での遊獵関係記事が尠なからず存することと共に、同書が叙述対象範囲とする時代の、言わば、その主人公たる仁明帝個人の勇武なる御氣象の一斑を物語るものと言えよう。更に、㊱即ち、行幸関係記事以外に看る遊(狩) 獵関係記事が『日本後紀』に断然多く存するのは、上の㉞についての所述も然ること乍ら、同書の叙述対象範囲とする時代の勇壮なる氣風ないし、その時代

の、言わば主人公たる帝（桓武へ三四例、嵯峨へ三〇例、平城へ一例のうち、取り分け前二帝） 個人の勇武なる御氣象の一端を反映するものと解しえよう。

七 転読・転経・読経記事

転読・転経・読経記事における、その記載理由の有無につき、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史に互り調査検討すると、第六表に示す如き結果が得られる。之に依り、記載理由のある記事（以下、これをA） 事例数の、当該記事事例合計数に占める百分比を見ると、『続日本紀』が飛び抜けて高く、以下『続日本紀』『日本後紀』『三代実録』『文徳実録』の順となる。逆に記載理由のない記事（以下、これをB） 事例数の、当該記事事例合計数に占める百分比を見ると、当然のこと乍ら、『文徳実録』が最も高く、以下、『三代実録』『日本後紀』『続日本紀』『続日本後紀』の順となる。つまり、A記事の最も卓越するのは『続日本後紀』であり、最も貧少なものは『文徳実録』である。換言すれば、B記事の最も卓越するのは『文徳実録』であり、最も貧少なものは『続日本後紀』である、と謂うことになる。故に、爰にも『続日

第六表

項目	五国史				
	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
A 記載理由のある記事	四八(約六八・六%)	七(約五八・三%)	八八(約九二・六%)	九(約一九・〇%)	五五(約三七・七%)
B 記載理由のない記事	一二(約三一・四%)	五(約四一・七%)	七(約七・四%)	一二(約七一・〇%)	九一(約六二・三%)
合計	七〇	一二	九五	三一	一四六

も卓越するのは『文徳実録』であり、最も貧少なものは『続日本後紀』である、と謂うことになる。故に、爰にも『続日

本後紀』『文徳実録』両書間における際立った対照性の一斑を認めうるのである。

処で、『続日本後紀』のA記事事例数の比率が他余の四国史のそれに比して極端に高いことを指摘したが、これは、同書が当該記事を記すに際し、努めてその理由を記さんとした態度乃至姿勢を示すものとして注目されよう。而して、これを最も端的に示すのが同書承和元年八月二十日条に「遣使平城七大寺。始自当日一七日夜。令転読大般若経其由不詳」とあり、同十五年二月十五日条に「請百僧於紫宸殿及清涼殿轉読大般若経其由不詳」とある記述である。この記述には、仮令、その転読の理由を詳らかにしえぬとはいへ、それを詳らかにせんと努めた態度乃至姿勢が如実に示されており、斯うした註記の形式を以て転読・転経・読経の理由を記し、或いは記さんとしている事例は、六国史中、同書のみにか見られないのである。

## 八 祈雨記事

降雨を祈願して、①諸社に奉幣したり、或いは②僧尼に諸経を読ましめたりすることが国史に多見されるけれど、それら①（所謂神道系儀礼）、②（所謂仏教系儀礼）の事例が『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史に各々如何ように存するか、将又、それら①②両者の各五国史毎における百分比が如何なるものかを調査検討すると第七表に示す如き結果が得られる。之に依り、(一)当該祈雨記事の一年当りの載録事例数が最も多いのは『続日本後紀』であり、以下、『三代実録』『日本後紀』『続日本紀』『文徳実録』の順に続いていることが分かる。又、(二)当該祈雨記事の事例内容が①であるか、それとも②であるかを吟味してみると、①の百分比が最も高率をマークしているのは『続日本紀』であり、以下、『文徳実録』『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』の順に続いていることが知られる。このうち事例僅少の『文徳実録』を一応除

第七表

五国史	項目	事例数	叙述対象範囲(年数)	一年当りの載録事例数
続日本紀	① ② その他	三九 三二 一三 (約九一%) (約七五%) (約二%)	約九四・四	約〇・五六
日本後紀	① ② その他	三〇 一四 一七 (約七八%) (約三二%)	約四一・二	約一・〇二
続日本後紀	① ② その他	二二 一七 一七 (約四五%) (約四三%) (約二%)	約一七・二	約二・二七
文徳実録	① ② その他	三 一 一 (約七五%) (約二五%)	約八・五	約〇・四七
三代実録	① ② その他	三二 二九 三 (約五〇%) (約四五%) (約五%)	約二九・一	約一・八九

(備考) 『続日本紀』の②の事例数を三(二)として、一例の幅をもたせてあるのは、一応、祈雨儀礼に関わると看られはするが、さりとて、そう断定してしまうことの出来ぬ事例(霊龜一・六・一三条)を含むからである。①、②以外の「その他」というのは、文字通り、件の①、②以外の、漢土や本朝における土着の習俗儀礼によるものである。尚、一条中に①、②の両要素を併有する場合は、①、②として各々一例づつ加算してある。

外して考えてみると、その百分比は、それら各国史の叙述対象範囲が下降すればする程、漸次低下していることを指摘しうるのである。

以上の所述に依り、(一)から、特に祈雨記事の一年当りの載録事例数そのものの多寡という点で、『続日本後紀』『文徳実録』両書が対照的な関係にあることを、又、(二)から、『続日本紀』の叙述対象範囲とする時代においては、①が②に対し圧倒的な優位・優越の関係にあるけれど、爾後、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』の各書が各々に叙述対象範囲とする時代へと推移するに連れて、その①の②に対する優位・優越さは次第に微弱化し、低下の一途を辿ることを各々明らかにしうる。殊に後者、即ち(二)に基拠して指摘した攸は、或る程度、歴史的事実を写し出す事象として注目さるべき事柄であろうと思う。そして更に、『三代実録』以降の時代になると、降雨効験の意識におけるのみならず、その實際の儀礼執行においても、験者に依る修法が従来の僧侶に依る読経法会を遥かに凌駕し圧倒するようになると共に、同書の叙述対象範囲とする時代までには全く見られなかった五竜祭・孔雀経法、或いは、若干見られるに過ぎなかった(国史における初見は「三代実録」貞観17・6・15条) 請雨経法が諸記録に頻見されるようになる、といったふうに、漸次、密教系祈雨修法の隆盛期へと向うのである。註

#### 註

本項に触れた祈雨記事は固より、それに祈止雨記事をも加え、それら「祈雨」「祈止雨」両者を総合的に検討し、その歴史的意義を考察した拙稿「六国史所見の「祈雨・祈止雨」記事」(「國學院雜誌」第八十七卷十一号所収)を参稽されたい。

### 九 元旦朝賀記事

『続日本紀』における元旦朝賀記事は、文武天皇二年に「天皇御ニ大極殿ニ受レ朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如レ常。」とあるのを以て初見とし、以下、同書に三二条あり、続いて『日本後紀』に四一条(闕逸部分は「日本紀略」に拠る)、『続日本後

『紀』に一七条、『文徳実録』に八条、『三代実録』に二九条存する。いま、『続日本後紀』『文徳実録』両書所見の当該事例を対比させつゝ、このうち、特に『続日本後紀』所見の当該事例における①④部分の記述様態を例に採り、果してこれら①④⑤に相応する部分が、『文徳実録』は固より、それ以外の国史では如何なる記載様態を採っているかについて検討を加えてみようと思う。

『続日本後紀』の全一七条

- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>①</sup>……………承和1・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。皇太子不朝。以童小也。還御紫宸殿。宴侍従已上<sup>②</sup>賜御被<sup>②</sup>……………承和2・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>③</sup>……………承和3・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>④</sup>……………承和4・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>⑤</sup>……………承和5・1・1条
- 廢朝賀縁天皇之同産芳子内親王去月薨背也。是日。天皇不御紫宸殿。但於陣頭<sup>⑥</sup>賜侍従已上酒及祿<sup>⑥</sup>……………承和6・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。礼畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>⑦</sup>……………承和7・1・1条
- 廢朝賀諒闇也……………承和8・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被<sup>⑧</sup>……………承和9・1・1条
- 廢朝賀諒闇也……………承和10・1・1条
- 廢朝賀大雪也。天皇御紫宸殿宴侍従已上賜御被<sup>⑨</sup>……………承和11・1・1条

- 廢<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>大雪也。天皇御<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………承和12・1・1条
- 天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。畢廻<sub>一</sub>御紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………承和13・1・1条
- 廢<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>大雪也。天皇御<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………承和14・1・1条
- 天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。皇太子不<sub>レ</sub>朝。緣<sub>レ</sub>病也。廻<sub>一</sub>御紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………承和15・1・1条
- 廢<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>緣<sub>下</sub>去年天下有<sub>二</sub>洪水害<sub>一</sub>。秋稼不<sub>レ</sub>登也。天皇御<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………嘉祥2・1・1条
- 終日雨降。先<sub>レ</sub>是。去月廿九日亦大雨焉。因停<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。天皇御<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>侍從已上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御被<sub>一</sub>。……………嘉祥3・1・1条

『文徳実録』の全八条

- 帝不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>歳賀<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>諒闇未<sub>レ</sub>終也……………仁寿1・1・1条
- 帝御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。受<sub>二</sub>歳賀<sub>一</sub>。還<sub>二</sub>御南殿<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>宴侍臣<sub>一</sub>。皆如<sub>二</sub>旧儀<sub>一</sub>……………仁寿2・1・1条
- 帝御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>受<sub>二</sub>歳賀<sub>一</sub>。還<sub>二</sub>御南殿<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>宴侍臣<sub>一</sub>。皆如<sub>二</sub>常儀<sub>一</sub>……………仁寿3・1・1条
- 停<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>雨後泥深<sub>一</sub>也。帝御<sub>二</sub>南殿<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>宴侍臣<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>常儀<sub>一</sub>。今日朔旦立春也……………斉衡1・1・1条
- 帝不<sub>レ</sub>御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>雪後泥深<sub>一</sub>。仍停<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。勅<sub>二</sub>公卿<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>宴侍臣<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>常……………斉衡2・1・1条
- 停<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>陰雨<sub>一</sub>也。帝御<sub>二</sub>南殿<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>宴侍臣<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>旧……………斉衡3・1・1条
- 天皇不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。南殿不<sub>レ</sub>卷<sub>二</sub>御簾<sub>一</sub>。宴<sub>二</sub>飲群臣<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>禄如<sub>二</sub>常……………天安1・1・1条
- 天皇不<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>朝賀<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>陰雪<sub>一</sub>也……………天安2・1・1条

○について、『続日本後紀』は「天皇」のみ一五例あるが、『続日本紀』は「天皇」のみ二〇例、『日本後紀』は「皇帝」(三例)「天皇」(一例)、『文徳実録』は「帝」(六例)、「天皇」(二例)、『三代実録』は「天皇」のみ二九例ある。故に○については『続日本後紀』『続日本紀』『三代実録』三書が共に「天皇」のみで統一されているとはいへ、それら各

書所見の、当該記事数に占める「天皇」の事例数を考慮すれば、それら三書中、記載的に最も整備されているのは『三代実録』であり、以下、『続日本紀』『続日本後紀』の順に続き、『文徳実録』が記載的に最も整備されていないと言えよう。

㊦について、『続日本後紀』は「受朝賀」のみ九例あるが、『続日本紀』は「受朝」(二八例)、「(受)朝賀」(三例)、『日本後紀』は「受朝賀」(二二例)、「受朝」(四例)、「受賀」(一例)、『文徳実録』は「受歳賀」(三例)、「受朝賀」(一例)、「聴朝賀」(一例)、『三代実録』は「受朝賀」(二三例)、「受歳賀」(三例)である。故に、『続日本後紀』が「受朝賀」のみで統一されている点で、記載上、最もよく整備されていると認めえよう。

㊧について、『続日本後紀』は「侍従已上」のみ一五例あるが、『続日本紀』は「五位已(以)上」(七例)、「次侍従已上」(二例)、『日本後紀』は「侍臣(已上)」(一四例)、「侍従已上」(二例)、「次侍従(已上)」(三例)、「五位已上」(二例)、『文徳実録』は「侍臣」(五例)、「群臣」(一例)、『三代実録』は「侍臣」(一八例)、「親王已下」(三例)、「群臣」(二例)である。故に『続日本後紀』は「侍従已上」のみで統一されているので、記載上、他余の国史に比して、よりよく整備されていると言えよう。

㊨について、『続日本後紀』は「紫宸殿」のみ一五例あるが、『続日本紀』は「内裏」(六例)、『日本後紀』は「前殿」(二二例)、「紫宸殿」(五例)、『文徳実録』は「南殿」(五例)、『三代実録』は「前殿」(七例)、「紫宸殿」(二六例)である。故に『続日本後紀』は、多数の事例数を有するにも拘らず、「紫宸殿」のみで統一表記されており、他余の国史に比して最もよく整備されていることが知られよう。

㊩について、『続日本後紀』は「御被」のみ一四例あるが、『続日本紀』は「被」(二例)、『日本後紀』は「被」(二〇例)、「御被」(七例)、『文徳実録』には相当語が見えず、『三代実録』は「被」(二七例)、「御被」(五例)である。故に『続



『日本後紀』は、多数の事例数を有するにも拘らず、「御被」のみで統一表記されており、他余の国史に比して最もよく整備されていると言えよう。

以上、①④を通じて、各一語・同一表記を以て徹底して統一しているのは、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史中、『続日本後紀』あるのみである。故に同書が、当該記事の記載面において、他余の四国史に比して最もよく統一・整備されていると言えるのである。唯、①については、『三代実録』(天皇の  
み二九例)『続日本紀』(天皇の  
み二〇例)両書が『続日本後紀』(天皇の  
み二五例)よりも事例多数を有するにも拘らず統一表記されている点だけは注意されてよい。

更に、『続日本後紀』では、この元旦朝賀記事と、前に採り上げた正月最勝御齋会記事とにおいては、賜物としての「被」を、全て「御被」と記し、決して「被」とは記していないのである。この徹底した記載様態は、他余の四国史には見られぬことである。而して同書には、元旦朝賀記事を始めとして、正月最勝御齋会記事、その他の諸記事において、「御被」なる表記が四四例も存するのに対し、「被」なる表記が僅か四例(天長10・6・7、承和3・4・24、同9・2・1610、同14・4・11の各条所見の四例)存するのみである。又、「御被」に関係ある「御衣」なる表記は、全て一四例あるが、これを単に「衣」と記す例は皆無である。以て同書においては、敬語「御」の使用について、如何に神経質になり、細心の注意を払っているかが窺知されるのである。これに対して、他余の四国史では、これほどもまでの、敬語「御」の使用法上における徹底さが認められないのであり、斯うした点にも、『続日本後紀』における記載上の一特色が認知されるのである。

尚、『三代実録』の当該記事には、その二九条中一八条(約六二%)に、七耀曆(曜)、蔵氷様、腹赤魚等の奏上のごが記されている。これは、同書が『日本後紀』(日本  
紀略)天長九年正月一日条に「御大極殿受朝賀。御紫震殿中務省進七曜曆。宮内省献氷様例也」とある七曜曆と氷様や、『文徳実録』斉衡元年正月二日条に「大宰府貢腹赤魚。承前元日貢之。延至今日。緩也。故書。」とある腹赤魚△△△やの物品貢上の事蹟を、より総合的に、然も、より詳細に記述するに

至っていることを示すものである。

### 十 踏歌節会記事

漢土より我国に将来された群集舞踊にして聖寿万歳を寿ぐ所謂踏歌節会の記事は、『日本書紀』持統天皇七年春正月辛卯朔丙午条に「漢人等奏踏歌」とあるのを以て初見とし、これを含めて同書に三条あり(同天皇八年春正月乙酉朔辛丑条、同月癸卯条)、以下、『続日本紀』に八条、『日本後紀』に一五条(『日本紀略』に拠る)、『続日本後紀』に一条、『文徳実録』に二条、そして『三代実録』に二八条存する。いま、『続日本後紀』『文徳実録』両書所見の当該事例を対比させつゝ、このうち、特に前者における①④部分の記述のあり様を例に採り、後者は固より、それ以外の国史では、それら①④に相応する部分が、各々如何なる様態を採って記載されているかを検討することに依り、それら両書の記載上における特色の一端を明らかにしてみよう。

#### 『続日本後紀』の全一条

- 天皇御<sup>①</sup>紫宸殿<sup>①</sup>観<sup>①</sup>踏歌<sup>①</sup>。皇太子侍焉。賜<sup>④</sup>侍従已上<sup>①</sup>禄<sup>①</sup>。……………承和4・1・16条
- 天皇御<sup>②</sup>紫宸殿<sup>②</sup>覧<sup>②</sup>踏歌<sup>②</sup>。宴竟賜<sup>④</sup>侍従已上<sup>②</sup>禄<sup>②</sup>有<sup>②</sup>差<sup>②</sup>。……………承和5・1・16条
- 天皇御<sup>③</sup>紫宸殿<sup>③</sup>覧<sup>③</sup>踏歌<sup>③</sup>。宴<sup>④</sup>侍従已上<sup>③</sup>賜<sup>③</sup>禄<sup>③</sup>有<sup>③</sup>差<sup>③</sup>。……………承和6・1・16条
- 天皇御<sup>④</sup>紫宸殿<sup>④</sup>不<sup>④</sup>卷<sup>④</sup>珠簾<sup>④</sup>而宴<sup>④</sup>侍従已上<sup>④</sup>覧<sup>④</sup>踏歌<sup>④</sup>。畢賜<sup>④</sup>禄<sup>④</sup>有<sup>④</sup>差<sup>④</sup>。……………承和7・1・16条
- 天皇御<sup>⑤</sup>紫宸殿<sup>⑤</sup>覧<sup>⑤</sup>踏歌<sup>⑤</sup>。賜<sup>④</sup>侍臣等禄<sup>⑤</sup>有<sup>⑤</sup>差<sup>⑤</sup>。……………承和9・1・16条
- 天皇御<sup>⑥</sup>紫宸殿<sup>⑥</sup>宴<sup>⑥</sup>侍従已上<sup>⑥</sup>覧<sup>⑥</sup>踏歌<sup>⑥</sup>。畢賜<sup>⑥</sup>禄<sup>⑥</sup>有<sup>⑥</sup>差<sup>⑥</sup>。……………承和11・1・16条

○天皇御 <small>⑦</small> 紫宸殿 <small>⑧</small> 観 <small>⑦</small> 踏歌 <small>⑦</small> 宴 <small>⑦</small> 侍従已上 <small>⑥</small> 乞賜 <small>⑦</small> 禄有 <small>⑦</small> 差 <small>⑦</small>	承和12・1・16条
○天皇御 <small>⑧</small> 紫宸殿 <small>⑧</small> 宴 <small>⑧</small> 侍従已上 <small>⑧</small> 乞賜 <small>⑧</small> 踏歌 <small>⑧</small> 乞賜 <small>⑧</small> 禄有 <small>⑧</small> 差 <small>⑧</small>	承和13・1・16条
○天皇御 <small>⑨</small> 紫宸殿 <small>⑨</small> 宴 <small>⑨</small> 侍従已上 <small>⑨</small> 乞賜 <small>⑨</small> 踏歌 <small>⑨</small> 乞賜 <small>⑨</small> 禄有 <small>⑨</small> 差 <small>⑨</small>	承和14・1・16条
○天皇御 <small>⑩</small> 紫宸殿 <small>⑩</small> 宴 <small>⑩</small> 侍従已上 <small>⑩</small> 乞賜 <small>⑩</small> 踏歌 <small>⑩</small> 乞賜 <small>⑩</small> 禄有 <small>⑩</small> 差 <small>⑩</small>	承和15・1・16条
○垂 <small>⑪</small> 御簾 <small>⑪</small> 覧 <small>⑪</small> 踏歌 <small>⑪</small> 宴 <small>⑪</small> 侍従已上 <small>⑩</small> 賜 <small>⑩</small> 禄有 <small>⑩</small> 差 <small>⑩</small>	嘉祥3・1・16条

『文徳実録』の全二条

○賜 <small>①</small> 宴侍臣 <small>①</small> 踏歌如 <small>①</small> 旧儀 <small>①</small>	仁寿2・1・16条
○賜 <small>②</small> 宴侍臣 <small>②</small> 踏哥如 <small>②</small> 常 <small>②</small>	仁寿3・1・16条

○について、『続日本後紀』は「天皇」(二〇例)のみであるが、『続日本紀』は「天皇」(三例)、「帝」(二例)、『日本後紀』『文徳実録』両書は相当語が見られず、『三代実録』は「天皇」(二四例)、「帝」(一例)である。故に、当該記事の事例数の点では、『三代実録』が『続日本後紀』を遙かに上廻っているとはいへ、当該記事の事例数に占める「天皇」の事例数の百分比に拠る記載の統一性という面では、『続日本後紀』の方が『三代実録』よりも若干乍ら上廻っていると見てよい。つまり、○については、『続日本後紀』が他余の四国史に比して、記載が最もよく整備されていると言えるよう。

○について、『続日本後紀』は「紫宸殿」(二〇例)のみであるが、『続日本紀』は「大極殿南院」(一例)、「皇后宮」(二例)、「大安殿」(二例)、『日本後紀』は「紫宸殿」(三例)、『文徳実録』は相当語なし、『三代実録』は「紫宸殿」(二七例)、「前殿」(七例)である。故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『続日本後紀』は他余の四国史を上廻っていると看ることが出来るよう。

㊦について、『続日本後紀』は「覽(観)踏歌」(二一例)である。『続日本紀』は「踏歌」(八例)、『日本後紀』は「奏踏歌」(五例)、「覽(観)踏歌」(二例)、「視踏歌」(一例)、『文徳実録』は「踏哥」(二例)、『三代実録』は「踏歌之節」(二七例)を当該条に冠し、そして「踏歌」(二五例)と表記している。故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『三代実録』が他余の四国史を遥かに凌駕していると言えよう。

㊧について、『続日本後紀』は「侍従已上」(二〇例)、「侍臣」(一例)である。『続日本紀』は「百官主典已上」(二例)、「天下有位人并諸司史生」(一例)、『日本後紀』は「侍臣」(四例)、「五位已上」(二例)、「次侍従已上」(二例)、「群臣」(二例)、「侍従已上」(一例)、『文徳実録』は「侍臣」(二例)、『三代実録』は「侍臣」(三例)、「群臣」(二例)である。故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『続日本後紀』『三代実録』両書が他余の三国史を遥かに上廻っており、更に、それら両書のうちでは、後書、即ち『三代実録』の方が、前書、即ち『続日本後紀』よりも若干乍ら凌駕していると解しえよう。

尚、『続日本後紀』において、爰にも、先に元旦朝賀記事において見たと同様に、「侍従已上」なる表現の多用されているさまが見て取れるのである。

以上、㊦㊧のうち、㊦㊧で『続日本後紀』の方が『三代実録』よりも、又、㊨㊩で『三代実録』の方が『続日本後紀』よりも、記載面での統一性という点で各々勝っていると観てよからう。確かに『三代実録』の当該記事の事例数の面では、『続日本後紀』のその約二・五倍にも及んでおり、然も、『三代実録』の当該記事には他余の五国史には所見されぬ「雅楽(寮)奏(音楽)」(二二例)、「宮人」(二八例)、「日暮(晚)賜禄」(五例)、「宮妓」(二例)、「伶官」(一例)などといった表現が多見されることから窺い知られるように、記事の内容自体が豊富であることを勘案するならば、こゝと踏歌節会記事に関する限り、その記載上の統一性・整備度という点では、『続日本後紀』『三代実録』両書は略々同等

乃至は、後書の方が前書よりも寧ろ勝っている、と観ることも出来るのである。

『続日本後紀』『三代実録』両書が記載的に斯くの如くであることを考慮し、尚且つ、叙述対象範囲並びに成立年次において、それら両書の中間に位置する『文徳実録』が先述した如く、当該記事に関して、事例数僅少（二例）であることに想いを致せば、当該記事においても、『続日本後紀』『文徳実録』両書の記載上における鮮やかな対照性を認知しうるのである。

## 十一 飢饉・飢餓記事

風水・炎旱・寒冷などといった自然災害が農作物に多大なる損傷を齎し「産業損傷」、或いは「年穀不登」ることから「粮食絶（窮）乏」者が続出すると謂う事態を現出せしめ、そして之が為、程度の差こそあれ、我国全体に、或いは某地方一國に、その政治・経済・社会の諸分野に亘り、直接・間接に多大の影響を及ぼし、詰まる攸、政局に動揺を来たし、それに乗じて権力闘争に係わる不穏な策動や、更にその顕然化・拡大化した謀反や反乱などといった事態を誘発ないし惹起し易くし、或いは「粮食絶（窮）乏」に因由する疾疫の流行、などといった悲惨にして暗澹たる社会不安を招致する一大要因を為すのである。ここでは、斯うした「年穀不登」る「粮食絶（窮）乏」なることを記す記事を飢饉・飢餓記事と仮称する。

いま、当該記事の各五国史における年平均記載件数を調査検討してみると、第八表に示す如く『続日本紀』は約三・一件、『日本後紀』は約一・九件、『続日本後紀』は約四・七件、『文徳実録』は約一・一件、『三代実録』は約二・三件となり、記載件数に関し、五国史中、最も多いのは『続日本後紀』であり、逆に最も少ないのは『文徳実録』であるこ

第八表

地域 五国史	〔京師〕	山城	大和	河内	和泉	摂津	伊賀	伊勢	志摩	尾張	三河	遠江	駿河	伊豆	甲斐	相模	武蔵	安房	上総	下総	常陸	近江
		続日本紀	7	2	8	9	5	5	3	3	8	11	9	5	5	3	1	1	4	2	1	5
日本後紀	13	1	2	4	2	2	2		1	1	1	1			2		1			1		2
続日本後紀	9	2	2		1	1	1	3		2	1	1		1			1	1	1	2		2
文徳実録				1												1						
三代実録	27		2	6	4	2	1	2	1	2							2				1	1
合計	56	5	14	20	12	10	7	8	10	16	11	7	5	4	3	2	8	3	2	9	3	12

美濃	飛騨	信濃	上野	下野	陸奥	出羽	若狭	越前	加賀	能登	越中	越後	佐渡	丹波	丹後	但馬	因幡	伯耆	出雲	石見	隠岐	播磨	美作	備前	備中
8	3	2	3	2	1	3	3	3		4	1		1	6	4	1	1	4	7	6	3	8	7	12	8
2		1					1				3	1		1	1	1	1	3		2		2	2		2
1			1		1	2	2	4	3	2	1	1	1		2		2	2	3	2			1	3	1
							1								1		1	1		1		1			
					1			1							2		1	1					2	1	
11	3	3	4	2	3	5	6	9	3	6	5	2	2	7	10	2	6	11	10	11	3	11	12	16	11

備後	安芸	周防	長門	紀伊	淡路	阿波	讃岐	伊予	土佐	筑前	筑後	豊前	豊後	肥前	肥後	日向	大隅	薩摩	老岐	対馬	合計	対象年	年平均
6	3	2	1	11	13	9	14	7	4				1			2	5	1	2	1	290	94.4	3.1
2			2	1	6	2	3		2	1									1		79	41.2	1.9
1		1	1		3			2					1	1				2	1	1	80	17.2	4.7
									1												9	8.5	1.1
1				1	1	1															64	29.1	2.2
10	3	3	4	13	23	12	17	9	7	1			2	1		2	5	3	4	2	522	190.4	2.7

第九表

五国史	地域		日本後紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
	(国数)	京師					
五畿内(5)	①	②	①	①	①		①
東海道(15)	②	③	②	②	②		②
東山道(8)	③	④	③	③	③		③
北陸道(7)	④	⑤	④	④	④		④
山陰道(8)	⑤	⑥	⑤	⑤	⑤		⑤
山陽道(8)	⑥	⑦	⑥	⑥	⑥		⑥
南海道(6)	⑦	⑧	⑦	⑦	⑦		⑦
西海道(11)	⑧	⑨	⑧	⑧	⑧		⑧
合計(68)	⑨	⑩	⑨	⑨	⑨		⑨

合 計	① 癸 〇・二九四	③ 六一 〇・三三 三・二	⑥ 六 〇・五二 六・五三	⑦ 四三 〇・三三 五・三八	⑧ 三三 〇・一六八 四・七	⑤ 六〇 〇・三三五 七・五	④ 七〇 〇・三七 八・七五	② 八 〇・四五五 三・五	⑨ 二〇 〇・一一 一・八二	五三 二・七四 七・六八	〇・四〇三
-----	--------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	--------------------	-------

(備考) 各柵内の数字は、右から順に当該事例合計数、一年当りの載録事例数、一国当りの載録事例数、一年・一国当りの載録事例数を各々示す。又、各柵内の丸印付加数字は、上記の如く一年・一国当りの載録事例数について、上が地域別にみでの順位を、下が五国史別にみでの順位を各々示すものである。

第十表

地 域	五 国 史 (載録件数の多い順)									
へ京師	三代実録	続日本後紀	日本後紀	続日本紀	三代実録	続日本紀	文德実録	三代実録	三代実録	文德実録
五畿内	三代実録	続日本後紀	続日本後紀	続日本紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
東海道	続日本後紀	続日本紀	日本後紀	日本後紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
東山道	続日本後紀	続日本紀	日本後紀	日本後紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
北陸道	続日本後紀	続日本紀	日本後紀	日本後紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
山陰道	続日本後紀	文德実録	続日本紀	日本後紀	日本後紀	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
山陽道	続日本紀	続日本後紀	日本後紀	日本後紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
南海道	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	日本後紀	日本後紀	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録
西海道	続日本後紀	続日本紀	日本後紀	日本後紀	三代実録	日本後紀	日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録



とが知られる。爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書における極立った対照性を認めうるのである。これは又、第八表に基拠して各五国史載録の当該記事件数と、その当該記事所見の（京師）（これを五畿内中に包含させずに、一応独立させて考えておいた。模ではあるが、重要な行政単位と判断される為であり、そして之にへを付しておいた。第八表と第十一表においても同様である。）五畿内、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道なる

諸地域との関係について、一国・一年当りの単位までの数値を求め、その相互比較を一目瞭然たらしめるべく作成した第九表から、更に、この第九表に示されている処を、各五国史の当該記事に見るそれら各地域毎の載録件数の多寡について分かり易く整理し直して示した第十表からも能く知りうることである。即ち、これら第九表・第十表のうち、特に後者により、各五国史がそれら九地域を如何ように載録しているか、その件数を検してみると、『続日本後紀』が東海道、東山道、北陸道、山陰道、西海道というように、全体の過半数を占める五地域において、他余の四国史に比して最も多いのに対し、『文徳実録』が（京師）、五畿内、東海道、東山道、山陽道というように、これ又、全体の過半数を占める五地域において他余の四国史に比して最も尠ないという事実を指摘しうることから言い得られるのである。尚、この第十表より、（京師）と五畿内については『三代実録』が、山陽道と南海道については『続日本紀』が、各々最も多くの載録件数を有していることも知られる。このように当該記事の載録件数の上で、『三代実録』は（京師）と五畿内において多いが、他余の地域においては尠ないこと、つまり、同書は（京師）と五畿内における当該事につき、より多大の関心を以て多くの事例を採録してはいるが、自余の地域における当該事については、それら（京師）と五畿内に比してかなり冷淡ないしは淡白である、と言えよう。斯かる事柄は、前掲第九表を整理して作成した第十一表からも指摘しえよう。更に、この第十一表から、載録件数の上で（京師）は『日本後紀』『続日本後紀』両書においても、他余の諸地域に比して、より多いことや、西海道が各五国史の孰れにおいても最も尠ないことなどをも知りうるのである。

そしてこのうち、特に上記傍線部分の事柄に関連して、『文徳実録』では、件の（京師）の載録件数が東山道、西海道

第十一表

		五国史		順位	
三代実録	〈京師〉	五畿内	山陰道	1	
文徳実録	山陰道	五畿内	山陽道	2	
続日本後紀	〈京師〉	北陸道	山陽道	3	
日本後紀	〈京師〉	南海道	五畿内	4	
続日本後紀	〈京師〉	山陰道	東海道	5	
文徳実録	山陰道	北陸道	山陰道	6	
三代実録	山陰道	東海道	東山道	7	
		東山道	北陸道	8	
		南海道	西海道	9	

のそれと並んで最も尠なくなっている。斯うした〈京師〉についての当該記事載録件数の面でも、『続日本後紀』『文徳実録』両書間において極立った対照性を認めうるのである。

扱、各五国史所見の当該記事のうち、穀物、特に水稻米の収穫期後の旧暦十月以降に掛けられている事例は、『続日本後紀』に六例(文武1・閏12・7、神龜3・12・24、同4・10・2、天平宝字7・10・26、同7・12・21、延暦4・10・10の各条六例)、『日本後紀』に五例(延暦15・10・16、同18・11・14、弘仁14・12・2、同7・11・11、1114、29弘仁14・12・2)、『日本後紀』に三例(承和2・1012・2320、同4・10・1)、『文徳実録』に一例(仁寿1・12)、『三代実録』に三例(貞観12・10・25、同12・12・17、嘉祥2・1012・2320の各条三例)、存し、斯うした事例数が各五国史所見の当該記事合計数に占める百分比は極めて低く、当該記事の殆どが旧暦十月以前に掛けられている。従って、当然のこと乍ら、当該記事に見る「年穀不登」ること因る悲惨な事態は略々前年の所

謂不作・不凶に基因するものと看做して差し支えない訳である。斯様な観点から、爰では、各五国史にあって、取り分け、当該記事件数の目立って多い年次とその地域とを併せて列挙しておく。これが、それなりの一つの有用な資料としての価値と意義とを有するものと考えるからである。

〈『続日本紀』の場合〉

文武天皇元年……………八例（山陽道四例、南海道四例）

慶雲二年……………一四例（南海道六例、五畿内三例、山陽道三例、山陰道二例）

天平五年……………一四例（南海道七例、五畿内四例、〈京師〉二例、東海道一例）

天平一九年……………一七例（山陽道四例、南海道四例、五畿内三例、東海道二例、東山道二例、山陰道二例）

天平宝字六年……………一一例（東海道四例、東山道二例、北陸道二例、〈京師〉一例、山陰道一例、山陽道一例）

天平宝字七年……………二三例（東山道五例、山陽道五例、南海道五例、五畿内三例、北陸道二例、山陰道二例、東海道一例）

天平宝字八年……………一六例（山陽道九例、南海道三例、山陰道二例、五畿内一例、西海道一例）

天平神護元年……………三二例（東海道八例、南海道六例、山陰道五例、東山道三例、山陽道三例、五畿内二例、北陸道二例、西海道二例、〈京師〉一例）

道二例、〈京師〉一例）

宝龜五年……………一五例（東海道四例、東山道三例、南海道三例、五畿内二例、北陸道二例、〈京師〉一例）

延暦四年……………八例（東海道三例、五畿内一例、東山道一例、北陸道一例、山陰道一例、山陽道一例）

延暦八年……………一一例（東海道六例、東山道二例、山陽道二例、南海道一例）

延暦九年……………二四例（山陽道七例、南海道五例、東海道四例、東山道四例、山陰道三例、五畿内一例）

同書では天平神護元年に最も多く認められる。これは、その前年、即ち天平宝字八年紀の最終条に、当該年について

端的に「是年兵旱相仍。米石千錢。」と総括している処からも窺い知られるように、同年九月に勃発した所謂惠美押勝の乱と無関係であろう筈がないと謂う意味において注意されてよい事柄であろう。

〈『日本後紀』の場合〉

延暦一八年……………一六例（南海道六例、五畿内二例、東山道二例、北陸道二例、山陰道二例、山陽道二例）  
弘仁元年……………一七例（山陽道五例、五畿内三例、山陰道三例、南海道三例、東海道二例、〈京師〉一例）

同書では、弘仁元年に最も多く認められる。これは、その前年たる大同四年十一月の上皇（平城）の平城宮造宮や同十月の平城遷幸、更には当該年たる弘仁元年九月勃発の所謂葉子の変とも全く無関係ではないと謂う意味において、やはり注目されてよい事柄であろう。この弘仁元年に次いで多くの事例数を有つ延暦十八年の場合、そうした惨憺たる飢餓の状況に対処すべく、その十一月に問民苦使発遣があった訳である。

〈『続日本後紀』の場合〉

承和二年……………九例（北陸道四例、東海道二例、東山道一例、山陽道一例、南海道一例）  
承和三年……………一〇例（北陸道三例、山陰道三例、東海道二例、山陽道一例、西海道一例）  
承和一〇年……………一三例（東海道七例、西海道五例、山陰道四例、東山道三例、北陸道二例、山陽道一例、南海道一例）

同書では、承和一〇年に最も多く認められる。これは、当該年の前年たる承和九年の七月に例の伴健岑・橘逸勢らの流罪、恒貞太子廃止、等で名高い所謂承和の変が勃発しており、この事変と多少は関係があるかとも思われる。

〈『文徳実録』の場合〉

同書では、これと言って、特に事例数の多い年は認められない。

〈『三代実録』の場合〉

貞観八年……………一三例（東海道七例、山陽道二例、南海道二例、（京師）一例、山陰道一例）  
 元慶二年……………一一例（五畿内八例、（京師）二例、山陽道一例）

同書では貞観八年に最も多く認められる。当該年の三月に、例の応天門の変が勃発しているが、斯うした事変勃発の背景には、当該年の前年たる貞観七年における農作物の不作を根基とする社会ないし政情不安が多少影響しているかも知れないが、逆に、この事変に依って当該年に当該記事の卓越性が齎らされたと謂う図式の明確なる因果関係は、その事変勃発の時期とその規模とを考慮すれば、先ず認め難いであろう。但し、この貞観八年に次ぐ多くの当該記事事件数を有する元慶二年については、その前年たる元慶元年における農作物の不作に対処すべく、当該年たる元慶二年の正月を期して東西両京に常平司の設置をみた、と謂うように解しても差して失当ではない、と考える。それは、当該年の当該記事合計件数一一例の地域別あり方、即ち京畿内のみ（五畿内八例、（京師）二例）、山陽道に一例（備後一例）と謂うように、京畿内における卓絶性が認められる、そのあり方に徴しても言い得られることと思うからである。

## 十二 薨卒記事

各五国史所載の薨卒記事中に薨卒当事者の薨卒時における享年を明記する事例（以下、これを「薨卒年齢」と仮称する。）が如何ように存するかを調査検討してみると第十二表に示す如き結果が得られる。これを基にして分かり易く整理した第十三表に依って、各五国史所載の薨卒記事合計数に占める「薨卒年齢明記事例」数の百分比（以下、これを「薨卒年齢明記事例率」と仮称する。）を見るに、『文徳実録』が約七三・八％と最も高く、以下、『日本後紀』（六六・一％）、『三代実録』（五四・〇％）、『続日本後紀』（四八・四％）、

『続日本紀』（二四・九％）の順に続いていることが知られる。このうち、『続日本紀』は極端に低率なので、爰では一



3	2	1	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
僧正善珠	正四位上大中臣朝臣諸魚	正二位藤原朝臣繼繩	正三位佐伯宿祢今毛人	皇后藤原朝臣乙牟漏	從三位藤原朝臣浜成	從三位高倉朝臣福信	從二位藤原朝臣是公	正二位大中臣朝臣清麻呂	從三位石川朝臣名足	從三位藤原朝臣旅子	從三位坂上大宿祢苅田麻呂	正三位藤原朝臣種繼	從四位下淡海真人三船	正二位藤原朝臣魚名	從二位藤原朝臣田麻呂	從二位藤原朝臣百能	從三位大伴宿祢伯麻呂
七五	五五	七〇	七二	三一	六七	八一	六三	八七	六一	三〇	五九	四九	六四	六三	六二	六三	六五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	延曆
16 ・ 4 ・ 21	16 ・ 2 ・ 21	15 ・ 7 ・ 16	9 ・ 10 ・ 3	9 ・ 閏3 ・ 10	9 ・ 2 ・ 18	8 ・ 10 ・ 17	8 ・ 9 ・ 19	7 ・ 7 ・ 28	7 ・ 6 ・ 10	7 ・ 5 ・ 4	5 ・ 1 ・ 7	4 ・ 9 ・ 23	4 ・ 7 ・ 17	2 ・ 7 ・ 25	2 ・ 3 ・ 19	1 ・ 4 ・ 17	1 ・ 2 ・ 3
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
從四位下大伴宿祢久米主	正四位下三嶋真人名繼	從三位大伴宿祢乙麻呂	三品高志內親王	從四位下葛野王	從三位藤原朝臣乙叡	從二位神王	桓武天皇	正三位老志濃王	從四位下紀朝臣直人	從四位下住吉朝臣綱主	從三位石上朝臣家成	伝燈大法師位善謝	從三位和朝臣家麻呂	大德親王	贈正三位和氣朝臣清麻呂	正四位上和氣朝臣広虫	(從四位上)藤原朝臣真友
六一	六三	七九	二一	三〇	四八	七〇	七〇	七三	五九	七七	八三	八一	七一	六	六七	七〇	五六
"	弘仁	"	"	"	"	大同	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1 ・ 4 ・ 30	1 ・ 4 ・ 11	4 ・ 5 ・ 28	4 ・ 5 ・ 7	3 ・ 8 ・ 3	3 ・ 6 ・ 3	1 ・ 4 ・ 24	25 ・ 3 ・ 17	24 ・ 11 ・ 12	24 ・ 8 ・ 27	24 ・ 2 ・ 10	23 ・ 6 ・ 20	23 ・ 5 ・ 18	23 ・ 4 ・ 27	22 ・ 10 ・ 25	18 ・ 2 ・ 21	18 ・ 1 ・ 20	16 ・ 6 ・ 25

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
大僧都永忠	正三位小野朝臣石子	從四位下多治比真人明子	少僧都伝燈大法師位常騰	贈正四位下賀陽朝臣豊年	伝燈大法師位常樓	正四位上吉備朝臣泉	從四位上藤原朝臣今川	從三位菅野朝臣真道	伝燈大法師光意	大安寺僧安澄	從二位藤原朝臣内麻呂	伝燈大法師善議	從四位下伊勢朝臣繼子	正四位下藤原朝臣真雄	大僧都伝燈大法師位勝悟	正三位坂上大宿祢田村麻呂	正三位藤原朝臣雄友
七四	七一	七〇	七六	六五	七四	七二	六六	七四	七八	五二	五七	八四	四一	四五	八〇	五四	五九
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7 4 5	7 3 22	7 3 20	6 9 4	6 6 27	5 10 22	5 閏7 8	5 7 24	5 6 29	5 3 4	5 3 1	3 10 6	3 8 23	3 7 6	2 7 8	2 6 6	2 5 23	2 4 23

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
无品駿河内親王	正四位下紀朝臣広浜	從四位下御室朝臣今嗣	從二位藤原朝臣園人	從四位上大野朝臣直雄	從四位下高村宿祢田使	正三位藤原朝臣葛野麿	四品坂本親王	伝燈大法師玄寶	從四位下高階真人遠成	從三位藤原朝臣繩主	從三位橘朝臣常子	二品朝原内親王	從四位下御長真人広岳	從四位上藤原朝臣藤繼	无品甘南備内親王	正(三)位巨勢朝臣野足	從四位下多朝臣入鹿
二〇	六一	六六	六三	五五	七六	六四	二六	八〇 有余	六三	五八	三〇	三九	六九	四五	一八	六八	五八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11 6 20	10 7 2	10 6 21	9 12 19	9 12 2	9 11 17	9 11 10	9 11 5	9 6 17	9 3 21	8 9 16	8 8 1	8 4 25	8 3 27	8 3 25	8 2 21	7 12 14	7 10 3



																	紀
																	後
																	本
																	日
75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
從四位上紀朝臣長田麿	從四位下紀朝臣田上	平城天皇	從四位下橘朝臣長谷麿	從三位藤原朝臣貞嗣	從四位上藤原朝臣道雄	從四位下伴宿祢弥嗣	正三位多治比真宗	從三位文室朝臣綿麿	從四位下藤原朝臣友人	最澄	從四位下藤原朝臣藤成	從四位下藤原朝臣道繼	從四位下藤原朝臣纒麿	從四位下上毛野朝臣穎人	正四位下橘朝臣安麿	從四位下橘朝臣永繼	從三位秋篠朝臣安人
七一	五五 五〇	五一	四六	六六 天長	五三	六三	五五	五九	五六	五四	三七 四七	六七	五四	五六	八三	五三	七〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2 ・ 6 ・ 9	2 ・ 4 ・ 13	1 ・ 7 ・ 7	1 ・ 2 ・ 9	1 ・ 1 ・ 4	14 ・ 9 ・ 22	14 ・ 7 ・ 22	14 ・ 6 ・ 11	14 ・ 4 ・ 26	13 ・ 8 ・ 16	13 ・ 6 ・ 4	13 ・ 5 ・ 4	13 ・ 2 ・ 24	12 ・ 9 ・ 21	12 ・ 8 ・ 18	12 ・ 7 ・ 11	12 ・ 3 ・ 24	12 ・ 1 ・ 10
93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
從四位下高瀨王	從四位下坂上大宿祢広野	從三位藤原朝臣繼彦	從四位下路真人年繼	大僧都勤操	正四位下佐伯宿祢清岑	從四位下藤原朝臣伊勢人	從四位上安倍朝臣真勝	正二位藤原朝臣冬嗣	從四位下橘朝臣常主	三品恒世親王	從四位上安倍朝臣男笠	從二位多治比真人高子	從四位上石川朝臣繼人	從四位上紀朝臣末成	從三位多治比真人今麿	四品佐味親王	正五位下都宿祢腹赤
七七	四二	八〇	七〇	七四	六五	六九	七三	五二	四〇	二二	七四	三九	八六	四五	七三	三三	三七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5 ・ 6 ・ 11	5 ・ 閏 3 ・ 9	5 ・ 2 ・ 26	4 ・ 6 ・ 24	4 ・ 5 ・ 8	4 ・ 4 ・ 26	4 ・ 3 ・ 13	3 ・ 9 ・ 6	3 ・ 7 ・ 24	3 ・ 6 ・ 2	3 ・ 5 ・ 1	3 ・ 5 ・ 1	3 ・ 3 ・ 2	3 ・ 1 ・ 3	2 ・ 12 ・ 4	2 ・ 8 ・ 29	2 ・ 閏 7 ・ 16	2 ・ 7 ・ 7

111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94
從四位下文室真人弟直	正四位上石川朝臣河主	從三位藤原朝臣真夏	從三位藤原朝臣淨本	從四位上百濟王忠宗	從四位下藤原朝臣三成	二品万多親王	從四位上小野朝臣岑守	從四位上橘朝臣淨野	正三位春原朝臣五百枝	二品酒人内親王	正四位上平野王	從二位藤原朝臣産子	從四位下秋篠朝臣室子	從三位佐伯宿祢長繼	從四位下伴宿祢国道	從四位下安野宿祢文繼	從三位藤原朝臣美都子
六一	七七〇	五七	六一	六四	四五〇	四三	五三	八〇	七〇	七六	四九	六九	四九	五九	六一	五六	四八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7・閏 12・18	7・12 12・27	7・11 11・10	7・7 7・21	7・5 5・18	7・4 4・30	7・4 4・21	7・4 4・19	6・12 12・19	6・12 12・19	6・8 8・20	6・6 6・19	6・5 5・22	6・5 5・8	5・11 11・12	5・11 11・12	5・10 10・26	5・9 9・4
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	119	118	117	116	115	114	113	112
從四位下池田朝臣春野	從二位清原真人夏野	從二位紀朝臣百繼	從四位下甘南備真人高直	伝燈大法師位空海	從四位上清原真人長谷	伝燈大法師位護命	從三位直世王	伝燈大法師位円澄	從三位南淵朝臣弘貞	從四位下茅野王	正四位下紀朝臣咋麿	從四位下林朝臣山主	從四位下伴宿祢真臣	從四位上藤原朝臣家雄	從四位下伴宿祢勝雄	從四位上藤原朝臣世嗣	(從四位下) 高根朝臣真象
八二	五六	七三	六二	六三	六一	八五	五八	六二	五七	六二	七九	八〇	四九	三四	五六	五三	七六
"	"	"	"	"	"	"	承和	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5・3 3・8	4・10 10・7	3・9 9・19	3・4 4・18	2・3 3・21	1・11 11・26	1・9 9・11	1・1 1・4	10・10 10・20	10・9 9・19	10・2 2・18	10・1 1・19	9・7 7・28	9・5 5・24	9・3 3・20	8・12 12・8	8・3 3・11	8・3 3・8

		紀		後		本		日		統							
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
從三位朝野朝臣鹿取	正四位下文室朝臣秋津	從四位下大野朝臣真鷹	從四位上伴宿祢友足	從四位上笠朝臣梁麿	三品阿保親王	從三位菅原朝臣清公	從三位藤原朝臣繼業	從四位下高階真人石河	恒統親王	伝燈大法師位守寵	從四位下正道王	從四位上紀朝臣深江	從二位藤原朝臣三守	從三位藤原朝臣常嗣	伝燈大法師位寿遠	伝燈大法師位慈朝	正四位下安倍朝臣吉人
七〇	五七	六二	六六	六五	五一	七三	六五	五九	余一〇	五八	二〇	五一	五六	四五	六八	八二	五八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10・6・11	10・3・2	10・2・3	10・1・5	9・12・8	9・10・22	9・10・17	9・7・5	9・5・29	9・3・16	8・12・26	8・6・11	7・10・5	7・7・7	7・4・23	5・12・27	5・11・30	5・6・10
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
從四位上大中朝臣淵魚	從四位下藤原朝臣富士麻呂	從四位上藤原朝臣嗣宗	從四位下良岑朝臣木連	從四位上藤原朝臣長岡	伝燈大法師位明福	從二位橘朝臣氏公	從二位緒繼女王	二品有智子内親王	正三位藤原朝臣綱繼	從四位上和氣朝臣真綱	正三位藤原朝臣吉野	從四位下善道朝臣真貞	從四位上藤原朝臣浜主	從四位下藤原朝臣貞主	伝燈大法師位守印	正三位藤原朝臣愛発	正二位藤原朝臣緒嗣
七七	四七	六二	四六	六四	七一	六五	六一	四一	八五	六四	六一	七八	六一	七〇	六一	五七	七〇
"	"	"	"	"	嘉祥	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3・3・3	3・2・16	2・11・29	2・6・28	2・2・6	1・8・24	14・12・19	14・11・7	14・10・26	14・7・26	13・9・27	13・8・12	12・2・20	12・1・4	11・9・16	10・12・29	10・9・16	10・7・23

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
從五位下和氣朝臣貞臣	從五位上紀朝臣椿守	從五位下藤原朝臣関雄	從三位小野朝臣篁	從五位下菅原朝臣善主	從四位下橘朝臣真直	從五位下都宿祢貞繼	從五位下紀朝臣最弟	正五位下藤原朝臣高房	從四位上和氣朝臣仲世	從四位下伴宿祢成益	正四位下滋野朝臣貞主	從四位下藤原朝臣岳守	從五位下善友朝臣穎主	從四位下興世朝臣書主	正四位下坂上大宿祢清野	嵯峨太皇太后	三品葛井親王
三七	七八	四九	五一	五〇	三七	六二	五八	五八	六九	六四	六八	四四	七二	七三	六二	六五	五一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	仁寿	"	"	"	"
3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3	3
4	3	2	12	11	6	5	2	2	2	2	2	9	6	11	8	5	4
14	28	14	22	7	20	22	27	25	19	10	8	26	29	6	4	5	2

文 德 実 録

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
從四位下清峯朝臣門繼	從五位下伴宿祢宗	從五位下藤原朝臣松影	正五位下藤原朝臣行道	正五位下石川朝臣長津	正五位下藤原朝臣大津	外從五位下名草宿祢豐成	從五位下伴宿祢三宗	正二位源朝臣常	(從五位下)百濟王教福	從五位上山田宿祢古嗣	僧正延祥大法師	從五位下百濟朝臣河成	從五位下登美真人直名	一品葛原親王	正四位下藤原朝臣助	正五位下藤原朝臣並藤	從四位上源朝臣安
七四	六四	五七	六六	七〇	六三	八三	五九	四三	四八	五六	八五	七二	六二	六八	五五	六二	三二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	齊衡	"	"	"	"	"	"	"	"
2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3
閏4	1	1	12	12	10	8	8	6	4	12	9	8	6	6	5	5	4
7	28	22	19	3	9	25	16	13	2	21	9	24	10	4	29	13	28

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
從三位高枝王	從五位上藤原朝臣宗善	外從五位下占部宿祢雄貞	從五位下佐伯宿祢雄勝	從五位上文室朝臣助雄	從五位上文室朝臣海田麻呂	正四位下藤原朝臣衛	正四位下南淵朝臣永河	正四位下長岑宿祢高名	從五位上春枝王	大僧都伝燈大法師位実敏	從二位藤原朝臣長良	外從五位下冰宿祢繼麻呂	從四位下藤原朝臣諸成	僧正長訓大法師	從五位上嶋田朝臣清田	從三位百濟王勝義	從四位下雄風王
五七	六四	四八	四三	五二	六九	五九	八一	六四	五九	六九	五五	七六	六四	八二	七七	七六	四二
"	"	"	"	"	"	"	"	天安	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2・5・15	2・4・16	2・4・10	2・3・24	2・3・14	2・1・24	1・11・5	1・10・13	1・9・3	3・9・13	3・9・3	3・7・3	3・4・26	3・4・18	2・9・23	2・9・18	2・7・戊寅	2・6・26
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	59	58	57	56	55
從五位下大神朝臣虎主	正三位橘朝臣岑繼	正五位下物部朝臣広泉	從五位下御輔朝臣長道	從四位下藤原朝臣良仁	從五位上小野朝臣恒柯	伝燈大法師位真濟	從四位上滋野朝臣貞雄	從三位広井女王	從三位当麻真人浦虫	從四位上藤原朝臣春津	從四位上藤原朝臣貞守	正三位安倍朝臣安仁	伝燈大法師位光定	從五位下山田連春城	從五位下安倍朝臣氏主	從五位下藤原朝臣大瀧	從五位上藤原朝臣宗成
六三	五七	七六	六二	四二	五三	六一	六五	八〇	八〇	五二	六二	六七	八〇	三九	六五	五六	七四
"	"	"	"	"	"	"	"	有余	"	"	"	貞觀	"	"	"	"	"
2・12・29	2・10・29	2・10・3	2・9・26	2・8・5	2・5・18	2・2・25	1・12・22	1・10・23	1・8・10	1・7・13	1・5・1	1・4・23	2・8・10	2・6・20	2・6・15	2・6・2	2・5・27

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
從三位橘朝臣永名	從四位上利基王	外從五位下和迹部宿祢大田麿	從四位上豐前王	從五位下高橋朝臣文室麻呂	從五位下山口伊美吉西成	伝燈大法師位円仁	正四位下豐江王	正四位下正躬王	從四位下良岑朝臣清風	正三位源朝臣弘	從五位上滋善宿祢宗人	從四位上清原真人瀧雄	從四位下藤原朝臣興邦	正三位源朝臣定	從五位下讚岐朝臣永直	正五位上豐階真人安人	從四位上清原真人岑成
八七	四五	六八	六一	四九	六三	七二	六八	六五	四四	五二	六四	六五	四三	四九	八〇	六五	六三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
8・5・10	8・1・24	7・10・26	7・2・2	6・2・2	6・1・17	6・1・14	5・7・16	5・5・1	5・4・15	5・1・25	5・1・20	5・1・11	5・1・5	5・1・3	4・8是月	3・9・24	3・2・29

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
從三位春澄朝臣善繩	從四位下当麻真人清雄	從四位上源朝臣啓	正二位源朝臣信	四品惟條親王	從五位上滋野朝臣安城	從五位下完令永繼	從四位下大春日朝臣雄繼	内供奉十禪師安慧	正四位下藤原朝臣良繩	正二位藤原朝臣良相	從五位上藤原朝臣貞敏	法印大和尚位老演	正三位平朝臣高棟	從五位下齋部宿祢文山	從五位上坂上大宿祢当道	從四位上中臣朝臣逸志	二品仲野親王
七四	七六	四一	五九	二三	六八	六七	七九	六四	五五	五五	六一	六五	六四	四六	五五	七四	七六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12・2・19	11・12・7	11・8・27	10・閏12・28	10・9・14	10・6・11	10・4・23	10・4・23	10・4・3	10・2・18	9・10・10	9・9・4	9・7・12	9・5・19	9・4・4	9・3・9	9・1・24	9・1・17



93	92	91	90	89	88	87	86
正四位下忠貞王	法印大和尚位宗叡	從五位下清内宿祢雄行	四品惟彦親王	從四位下藤原朝臣弘経	從四位上潔世王	從五位下卜部宿祢平麿	正四位下源朝臣舒
六五	七六	七三	三四	四五	六三	七五	五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8・8・27	8・3・26	7・6・10	7・1・29	7・1・15	6・4・28	5・12・5	5・11・29
101	100	99	98	97	96	95	94
從四位上文室朝臣卷雄	從四位上源朝臣行有	從四位下橋朝臣良基	法橋上人位隆海	三品紀内親王	從五位上紀朝臣安雄	正五位下善淵朝臣永貞	恒貞親王
七八	三四	六三	七二	八八	六五	七三	六〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	仁和	〃
3・8・7	3・6・20	3・6・8	2・7・22	2・6・29	2・5・28	1・12・11	8・9・20

〔備考〕 『日本後紀』の欠逸部分及び『三代実録』の傍線部分は『日本紀略』に拠って、『日本後紀』の括弧内薨卒年齢は『類聚国史』に拠って各々補記した。尚、『三代実録』の63藤原朝臣仲統の卒時年について、飯田瑞穂氏「尊経閣文庫蔵『類聚国史』抄出紙片について」（高橋隆三先生 喜寿記念論集）「古記録の研究」には五七とある。

応措いて考慮すると、「薨卒年齢明記事例率」の面で、『文徳実録』が高いのに対し、『統日本後紀』が低いと謂う事実を指摘しうる。従って、爰にも、それら両書間における対照性の一端を認めることが出来るのである。

次に、各五国史所載の薨卒記事における「薨卒年齢明記事例」と薨卒当事者の階級（層）との関係について検討を加えてみるに、一応、薨卒当事者をば、官人（A）とその他（B）へ僧侶、位（品）階を帯さぬ皇族とに分け、更に、官人（A）を上級の一位～三位（A<sup>1</sup>）、中級の四位（A<sup>2</sup>）・五位（A<sup>3</sup>）の各クラスに細分し、これら各クラス毎の合計事例数に占める「薨卒年齢明記事例」数の百分比を各五国史毎に算出すると、（A<sup>1</sup>）については、『統日本紀』が二七・五％、



第十三表

諸項目	諸項目	官人 (A)			その他 (B)	記事例率
		一・二位 (A <sup>1</sup> )	四位 (A <sup>2</sup> )	五位 (A <sup>3</sup> )		
五国史	記事例数					記事例率
続日本紀	四五	$\frac{30}{109}$ (二七・五%)	$\frac{3}{157}$ (一・九%)	$\frac{0}{9}$ (〇%)	$\frac{12}{27}$ (四四・四%)	$\frac{45}{302}$ (一四・九%)
日本後紀	一一九	$\frac{37}{49}$ (七五・五%)	$\frac{64}{100}$ (六四%)	$\frac{1}{2}$ (五〇%)	$\frac{17}{29}$ (五八・六%)	$\frac{119}{180}$ (六六・一%)
続日本後紀	四六	$\frac{17}{22}$ (七七・三%)	$\frac{20}{57}$ (三五・一%)	$\frac{0}{0}$ (〇%)	$\frac{9}{16}$ (五六・三%)	$\frac{46}{95}$ (四八・四%)
文徳実録	五九	$\frac{7}{9}$ (七七・八%)	$\frac{15}{21}$ (七一・四%)	$\frac{32}{35}$ (九一・四%)	$\frac{5}{15}$ (三三・三%)	$\frac{59}{80}$ (七三・八%)
三代実録	一〇一	$\frac{20}{29}$ (六九%)	$\frac{44}{82}$ (五三・七%)	$\frac{27}{33}$ (八一・八%)	$\frac{10}{43}$ (二三・三%)	$\frac{101}{187}$ (五四・〇%)

〔備考〕 官人・その他の欄における分母は各々の全事例数、分子は各々の薨卒年齢明記事例数を各々示す。

『日本後紀』が七五・五%、『続日本後紀』が七七・三%、『文徳実録』が七七・八%、『三代実録』が六九%となり、百分比の上位四書は僅少差乍らではあるが、そのうち、『文徳実録』が最も高く、(A<sup>2</sup>)については、『続日本紀』が一・九%、『日本後紀』が六四・〇%、『続日本後紀』が三五・一%、『文徳実録』が七一・四%、『三代実録』が五三・七%となり、やはり『文徳実録』が最も高い。そして(A<sup>3</sup>)については、『続日本紀』が〇%、『日本後紀』が五〇・〇%、『続日本後紀』が〇%、『文徳実録』が九一・四%、『三代実録』が八一・八%となり、事例数僅少の『日本後紀』『続日本後紀』両書を一応除外して考慮すれば、この(A<sup>3</sup>)についても、これ又、『文徳実録』が最も高い。孰れにしても、各五国史中、一位・三位の上級、四・五位の中級を問はず、位(品)階を帯する官人(A)に関して最も高い「薨卒年齢明記事例率」を有するのは、『文徳実録』と謂うことになる。而して斯うした『文徳実録』にあって、特に(A<sup>3</sup>)の

「卒年齢明記事例率」の極端な高さは、『続日本後紀』におけるその極端な低さ（実は事例なしの〇%）との対比において注目される。爰にも、それら『文徳実録』『続日本後紀』両書間における顕著な対照性の一斑を認め得るからである。一方、これに対して（B）の「薨卒年齢明記事例率」については、逆に『続日本後紀』（五六・三%）の方が『文徳実録』（三三・三%）よりも遙かに高くなっている。

仍って、これら『続日本後紀』『文徳実録』両書における（A<sup>1</sup>）（A<sup>2</sup>）（A<sup>3</sup>）（就中A<sup>3</sup>）の「薨卒年齢明記事例率」については、『文徳実録』の方が『続日本後紀』よりも、（B）については逆に『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも各々遙かに上廻っていると謂う対照的な事実を明らかにしうるのである。更に各五国史所載の薨卒記事中、官人の薨卒当事者を男性・女性に分けて調査検討して得られた第十四表より、男性の占める比率について目を遣ると、『文徳実録』が九五・四%と一番高く、以下、『三代実録』（八一・六%）、『続日本後紀』（八一・〇%）、『日本後紀』（七八・一%）、『続日本紀』（七五・三%）の順に続いていることが分かる。

第十四表

五国史	官人性別事例数		合計
	男	女	
続日本紀	二〇七（七五・三%）	六八（二四・七%）	二七五
日本後紀	一一八（七八・一%）	三三（二一・九%）	一五一
続日本後紀	六四（八一%）	一五（一九%）	七九
文徳実録	六二（九五・四%）	三（四・六%）	六五
三代実録	一一九（八二・六%）	二五（一七・四%）	一四四

以上の所述に依り、各五国史中、『文徳実録』は四位・五位の中級官人、取り分け、五位のそれ（九一・四％）へ第十三表参照の「卒年齢明記事例率」が最も高く、然も、男性官人のそれが最も卓越していることを指摘しうるのである。

### 十三 臨時叙位記事

定期的、且つ恒常的な叙位執行の事例は勿論のこと、それとは全く別の、不定期的、或いは突発的な出来事に伴い諸種様々の事由に基づき執行される、言わば臨時の叙位のうち、叙位者・叙位理由の双方を各々具体的に明記する事例も亦、国史に多見されること周知の通りである。そこで、爰では、斯うした事例中、叙位理由が、例えば、

(A) 公務への恪勤精励に関するもの

○紀朝臣木津魚。吉弥侯横刀等八人。夙夜在公。恪勤匪懈。於是。有詔。並進其爵。授從五位下紀朝臣木津魚

從五位上。外從五位下吉弥侯横刀。正六位上橘朝臣入居。三嶋眞人名繼並從五位下（下略）〔『統日本紀』延暦2・1・20条〕

○陸奥国磐城郡大領借外從五位下勲八等磐城臣雄公（中略）並授從五位下。褒公勤也〔『統日本後紀』承和10・11・15条〕

(B) 軍事勲功に関するもの

○陸奥按察使正四位下藤原朝臣小黑麻呂。征伐事畢入朝。特授正三位〔『統日本紀』天應1・8・25条〕

○授出羽国俘囚外正六位下深江三門外從五位下。外正八位下大辟法因。国作正月丸並外從五位下。賞軍功也〔『三代実録』

元慶3・1・13条〕

(C) 社会奉仕・事善事業活動に関するもの

○常陸国人生部連広成特授從八位下。以下出私物。屢救貧民也〔『日本後紀』延暦24・7・20条〕

○伊予国力田物部連道吉。鴨部首福主等叙三位一階。道吉等傾盡私産。賑贍窮民。故有此賞〔「文徳実録」嘉祥3・7・9条〕

(D) 公共事業への参加協力・協賛に関するもの

○美濃国方縣郡少領外從六位下国造雄万猷。私稻二万束於国分寺。授外從五位下〔「統日本紀」宝龜1・4・1条〕

○大和国人正六位上縁連道繼授外從五位下。以下輸私稻四万束。助国用上也〔「統日本後紀」承和8・5・3条〕

(E) 才学・能芸優長に関するもの

○内掃部司員外令史正六位上秦刀良。本是備前国仕丁。巧造狭畳。直司卅余年。以勞授外從五位下〔「統日本紀」宝龜1・3・19条〕

○授從八位下齋部宿禰文山從五位下。文山修理東大寺大仏。巧思不恒。功夫早成。仍以賞焉〔「三代実録」貞觀3・3・12条〕

(F) (太)上(天)皇・皇(太)后の特殊なる恩寵・恩顧に関するもの

○天皇幸大納言清原真人夏野新造山庄。擇詞客卅人賦詩。應製也。賜侍從及文人禄。授主人室无位葛井宿禰

庭子。第二男瀧雄從五位下〔「日本後紀」へ日本紀略天長7・9・21条〕

○先是。太上天皇聖体不予。是日。遷自棲霞觀。御田覚寺。詔授左大臣源朝臣融家令正六位上伴宿禰枝雄從五

位下。棲霞觀者。左大臣山庄也。故有此賞也〔「三代実録」元慶4・11・25条〕

などとあるように、(A)と(F)であるものについて、○これらの叙位理由(A)と(F)が『統日本紀』以下『三代実

録』までの各五国史に各々如何ように所見されるか、将又、○これらの叙位理由(A)と(F)に依る事例(条)数が各

五国史毎の叙位記事合計(条)数に各々如何なる比率を占めるか〔以下、これを(A)と(F)の各「叙位理由比率」と仮称する。〕を調査検討することに依り、

各五国史中、取り分け『統日本後紀』『文徳実録』両書に如何なる記載様態の特色を見出しうるかについて若干考えてみ

ようと思つ。

始めに上記傍線○○兩部分に関する調査結果を分かり易く纏めて一括表示した第十五表を掲げよう。

第十五表

五国史	諸事項	A	B	C	D	E	F	叙位記事 合計(条)数
続日本紀		一・一九%	一・四二%	一・三一%	七・八五%	〇・七六%	二・四〇%	八三七
日本後紀			一・六三%	一・一二%		一・六三%	二・六五%	一八九
続日本後紀		六・六九%	五・一七%	二・九四%	一・五二%	二・九四%	四・四六%	一三七
文徳実録				一・六一%			三・二二%	六二
三代実録			一・四二%	一・四二%	二・一三%	一・四二%	一〇・六五%	一四二

〔備考〕『日本後紀』の叙位記事合計(条)数一八九例には、『日本紀略』に依り七八例が補われている。

当表を大雑把に観ても、凡そ次の三点を指摘しえよう。

(一)、叙位理由(A)・(F)のうち、(A)(B)(C)(E)の各「叙位理由比率」については、五国史中、孰れも『続日本後紀』が最も高率をマークしていること。

(二)、残余の叙位理由(D)(F)の各「叙位理由比率」について見るに、前者(D)は『続日本紀』(以下、『三代実録』『続日本後紀』に事例ナシ)と続く。が、後者(F)は『三代実録』(以下、『続日本後紀』『文徳実録』)が各々最も高率をマークしていること。

(三)、『文徳実録』は叙位理由(A)・(F)に依る事例中、(A)(B)(D)(E)の各叙位理由に依るものが皆無であり、残余の(C)(F)とて、その高さにおいて前者(C)の「叙位理由比率」(一・六%)は、五国史中、『続日本後紀』に

おけるそれに次いで第二位にあり、後者(F)の「叙位理由比率」(三・二%)は、(二)に指摘した如く、五国史中、『三代実録』『続日本後紀』両書におけるそれに次いで第三位を占めていること。

以上、(一) (三)に依り、各五国史中、(A) (F)なる叙位理由を以て書かれている叙位記事の最も卓越しているのは『続日本後紀』であり、又、逆に最も貧少なのは『文徳実録』であることが知られる。故に、斯うした点にも、それら『続日本後紀』『文徳実録』両書間における対照的な記載様態の一斑を認めうるのである。これは、婦女子の叙位について、その理由如何を記述する事例のあり方からも窺い知られることである。即ち、そうした事例が『続日本紀』に、

○從六位上阿倍朝臣石井。正六位上山田史女嶋。正六位下竹首乙女並授從五位下。並天皇之乳母也。(天平勝宝1・7・3条)

○(上略)外從五位上錦部連河内。外從五位下忍海連致。尾張宿禰若刀自並從五位下。從七位上大鹿臣子虫外從五位下。以<sub>レ</sub>供<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>皇太后周忌御齋<sub>一</sub>也。(天平宝字5・6・26条)

○授<sub>ニ</sub>正六位上白猪与呂志女從五位下<sub>一</sub>。入唐學問僧普照之母也。(天平神護2・2・8条)

○外從五位下栗前連枝女。本是從四位下山前王之女也。而從<sub>ニ</sub>母姓<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>蒙<sub>ニ</sub>王名<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是改正為<sub>ニ</sub>池原女王<sub>一</sub>。授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。(宝龜11・8・7条)

○授<sub>ニ</sub>從五位下錦部連姉繼從五位上<sub>一</sub>。无位安倍小殿朝臣塚。武生連朔。並從五位下並皇太子乳母也。(延曆7・2・3条)

の五例(叙位記事合計(条)数の〇・六%を占める。以下の各国史における括弧内百分率も同意。)あり、『日本後紀』に、

○唐女李自然授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。自然從五位下大春日淨足之妻也。淨足入唐娶<sub>ニ</sub>自然<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>妻。歸朝之日。相隨而來。(日本紀略延曆11・5・5)

条10

○无位和氣朝臣嗣子授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。正五位下和氣朝臣広世之母也。広世請<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>位讓<sub>レ</sub>母<sub>一</sub>。上愍<sub>ニ</sub>其志<sub>一</sub>。故有<sub>ニ</sub>此授<sub>一</sub>。(大同1・1)

144  
条)

○從六位下息長丹生真人文繼授從五位下（中略）无位笠朝臣道成從五位下。道成。皇大弟乳母也。特有此叙（大同3・

2112条）  
○（上略）正五位上藤原朝臣河子從四位下。親王母也（「日本紀略」弘仁8・2・10条）

の四例（二・一%）あり、『続日本後紀』に、

○授遺唐判官外從五位下長岑宿禰高名從五位下（中略）无位菅野朝臣浄子從五位下。浄子は遺唐大使藤原朝臣常嗣母氏。故准旧例叙之（承和3・4・30条）

○无位佐伯宿禰貞子。紀朝臣是子。栗前真人永子。吉野真人高子並授從五位下。以東宮侍女也（承和5・11・27条）

○（上略）從四位上笠朝臣繼子正四位下（中略）大中臣朝臣岑子並從五位下。以下當日陪奉先太上天皇近臣侍女之類也（承和5・11・29条）

○詔授從五位下秋篠朝臣康子正五位下。无位山田宿禰近子從五位上。並太上天皇更衣也（承和9・1・3条）

の四例（二・九%）あり、『文德実録』に事例皆無、そして『三代実録』に、

○无位坂子女王。重子女王並授從四位下。是褰御帳之女王也。凡天皇即位之日。擇王氏女有容儀者一人。充下褰御帳之職。因而賜爵。他皆效此（天安2・11・11条）

○无位簡子女王。廉子女王並從四位下。二人奉仕褰御帳之事也（元慶1・1・9条）

○授典侍從三位上毛野朝臣滋子（正三位）。從五位上藤原朝臣貞風從四位下。无位藤原朝臣近眞（中略）太朝臣平子並從五位下。滋子已下。太皇太后宮侍執之人也。去年十一月五十賀宴余之賞。有此加授焉（元慶13・1・13条）

○（上略）正四位下藤原朝臣采子從三位（中略）无位安倍朝臣睦子從五位下。采子已下侍奉皇太后宮。故有此授焉

（元慶6・3・28条）

の四例（二・八%）あって、各五国史における当該事例（条）数の叙位記事合計（条）数に占める百分比において、『続日本後紀』のそれが最も高いのに対し、『文徳実録』のそれが最も低い（○実は）ことに示されているからである。

おわりに

以上、諸記事、即ち一、重陽節宴記事 二、神階叙位記事 三、京師条坊記事 四、賜姓記事 五、正月最勝御齋会記事 六、神泉苑記事 七、転読・転経・読経記事 八、祈雨記事 九、元旦朝賀記事 十、踏歌節会記事 十一、飢饉・飢餓記事 十二、薨卒記事 十三、臨時叙位記事 の検討を通して実証的に指摘ないしは明らかにしえた処を総括して稿を閉じたく思う。

先ず一に関して、重陽の節宴が開催されたこと、及びその開催場所（殿舎名）、その節宴当日に賦された詩の具体的な題名、等の記載は『続日本後紀』に初見され、それら諸記載のうち、傍線部分のそれは『文徳実録』に全く所見されない。この重陽節宴記事に係りのある内宴記事において、その内宴開催場所（殿舎名）の記載も、『続日本後紀』に初見され、その内宴当日に賦された詩の具体的な題名についても、やはり『続日本後紀』のみにしか所見されない。又、重陽節宴の開催場所（殿舎名）の表記に関して、同所の異表記「紫宸殿」（震）「南殿」のうち、『続日本後紀』は前者のみを以て、『文徳実録』は殆ど後者のみを以て書き表しているのである。

二に関して、神階叙位を記すに「奉授」なる表現のみを以てするのは『続日本後紀』あるのみである。これに対して『文徳実録』は略々「授」を以て表現している。神階叙位理由を明記する事例中、特に神の靈威・靈験について言及し、且つそれを「靈験」と表現する事例は『続日本後紀』に多見されることと、上述した如く同書が神階叙位を記すに



徹底して「奉<sub>レ</sub>授」なる表現を専用していることから、同書における神階叙位記事は、神に対する敬虔なる心意を基底にして書き表されていると解せよう。而して当該記事における、その「叙位理由」であれ、或いは又、当該記事に係り合いのある官社記事における、その「列官社理由」であれ、各々の理由を記述することにおいて『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも遙かに卓越していると言える。これは、『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも或る事物に対して、それを仔細に観察し、得心のゆくまで根ほり葉ほり問いかけて、決して不明事・不詳事をそのままに放置してはおけぬと謂う性癖の可成り強い持主に依って書かれていることを想察せしめよう。斯様に解釈することに依り、同書の諸記事中に「不<sub>レ</sub>知」「未<sub>レ</sub>詳」「不<sub>レ</sub>詳」なる分註表現が所見されることも自づと了解せられるのである。

三に関して、それは『続日本後紀』において最も卓越しており、そしてその殆どが所謂貫附記事である。この貫附記事にしても同書が最も卓越している。これに対して『文徳実録』には、条坊記事も、又、貫附記事も全く所見されない。斯様なことも与って貫附記事に係る「改<sub>二</sub>本居<sub>一</sub>」なる表現は、『続日本後紀』に初見される許か、同書において最も多見されるのである。

四に関して、その一年当りの載録事例数では、『続日本後紀』に多く『文徳実録』に尠ない。特に「有祖先系譜賜姓記事数」の、賜姓記事合計数に占める百分比において最も高率をマークしているのは『続日本後紀』であり、逆に最も低率をマークしているのは『文徳実録』なのである。

五に関して、当該記事においてその「会始」「会終」の日を並記するのは『続日本後紀』を以て嚆矢とする。これに対し『文徳実録』には件の記載を全く見出しえないのである。

六に関して、当該記事中に、『続日本後紀』では遊獵に係る条が多見されるのに対し、『文徳実録』ではそうした条が全く所見されない。而して神泉苑への行幸記事も、『続日本後紀』には多見されるが、『文徳実録』には全く所見されな

い。これに関連して行幸関係記事中に見る遊(狩)獵関係記事は『続日本後紀』に最も多見されるが、『文徳実録』には全く所見されないものである。

七に関して、当該記事の載録理由を最もよく記しているのが『続日本後紀』であり、逆に最もよく記していないのが『文徳実録』なのである。

八に関して、その一年当りの載録事例数が最も多いのは『続日本後紀』であり、反対に最も尠ないのは『文徳実録』なのである。

九に関して、当該記事の記載面において最もよく統一・整備されているのは『続日本後紀』である。而して同書所見の元旦朝賀・正月最勝御齋会両記事において、賜物としての「被」は全て「御被」と記され、決して「被」とは記されていないこと。斯うした同書における徹底した記載様態は、他余の四国史には見られぬことである。又、「御被」に係のある「御衣」の表現についても、同書においては同様のことが言え、単に「衣」と記す例は皆無である。以て同書における敬語「御」の使用法の、他余の四国史には見られぬ程の徹底さを指摘しうる。斯様な点にも、『続日本後紀』における記載上の一特色が認知されるのである。斯うした同書における記載上の統一・整備の徹底さは、十の踏歌節会記事においても同様に認められ、この点に関しても亦、同書は『文徳実録』と好対照を為していると言えるのである。

十一に関して、当該記事において、薨卒年齢明記事例数の、薨卒記事事例合計数に占める百分比(「薨卒年齢明記事例率」)が最も高いのは『文徳実録』である。これは、位(品)階を帯する官人、就中、五位男性官人において、最も典型的に表れていると言える。『続日本後紀』における「薨卒年齢明記事例率」は上に触れた『文徳実録』におけるそれに比して格段に低いことである。

十三に関して、A、公務への恪勤精励に関するもの B、軍事勲功に関するもの C、社会奉仕・慈善事業活動に関するもの

の D、公共事業への参加協力・協賛に関するもの E、才学・能芸優長に関するもの F、太上(天)皇・皇(太)后の特殊なる恩寵・恩顧に関するもの と謂う叙位理由を以て記されている叙位記事数の、最も卓越しているのは『続日本後紀』であり、又、逆に、最も貧少なものは『文徳実録』である。上記諸叙位理由(A-F)のうち、ABCDEの各「叙位理由比率」においても『続日本後紀』が最も高率をマークしているのである。

本稿において試みた十三種類の諸記事の検討を通して指摘ないし明らかにした処を総括すれば叙上のようになる。之に依り、『続日本後紀』については、宮廷儀礼関係記事(即ち一、五、六、九、十の諸記事)に関しては、その精細さ・詳密さ・懇切丁寧さにおいて、他余の四国史の追隨を許さず、又、政治施策関係記事(即ち三、四、八、十一の諸記事)に関しても、上記の宮廷儀礼関係記事について述べたことと略々同様のことが言える。更に他余の諸記事(即ち二、七、十三の諸記事)において認められるように、某記事を一条として立てることの理由説明が至極丁寧である。尚、これに関連して同書では、用字表現や記載様態など、外的形象面に能く統一・整備が計られていることを一、二、九、等の諸記事に依って確認しうるのである。これに対して『文徳実録』はと見れば、十二において、その記載様態の一特色が示されている、と言える。即ち五位男性官人の「卒年齢明記事例率」が他余の四国史におけるそれを遙かに上廻っていると謂うことである。これは、同書が官人、殊に五位階級のそのの閱歴や動向、等を精確に記載していることとも揆を註一)一にするものである。斯うして『続日本後紀』『文徳実録』両書間には、用字表現や記載様態などといった外的な形式・体例面におけるのみならず、史書としての内的な性格面においても、全く対照のないしは、それに略々近い程の異相を呈している個条・個処の極めて多いことが認知されるのである。

処で、これら両書のうち、特に『続日本後紀』は、六国史中、天皇一代毎の御事績を叙述対象範囲とした最初の国史であり、『文徳実録』はそれを継承するものである。而してこれら両書間において認められる叙上の如き形式・内容

両面に互る大きな径庭を招致した所以や如何にというに、当然のこと乍ら、前書の「從一位藤原朝臣良房、正四位下春澄朝臣善繩」(共に官職省略、以下同様。)、後書の「正二位藤原朝臣基経、正四位下菅原朝臣是善、從五位下嶋田朝臣良臣」と謂う、それら両書の各序文末尾に署名列記されている処の奉勅撰者達の各々の国史編纂事業に対する取り組み姿勢の相違・差異、別言すれば、それら奉勅撰者達の各々の国史編纂事業に託する意図・思惑の相違・差異や、それら奉勅撰者達の各々の国史編纂事業への係り具合、等々が考えられるのである。而して斯うした傍線イロ両部分の混淆融和された事柄の端的な表明が、それら両書の各序文に記す、その記述方針に外ならぬ。即ち前書に「夫尋常碎事。為其米塩。或略弃而不收。至人君挙動。不論巨細。猶牢籠而載之矣」云々とあり、後書に「春秋繫事。鱗次不愆。動靜由衷。毛舉無失。唯細微常語。龜小庶機。今之所撰。弃而略焉」云々とある処の、具体性・明確性(前書の場合で傍○印部分がそれを示す。)と不具体性・不明確性(後者の場合)とがそれである。それに又、『文徳実録』は『続日本後紀』に相違して、その序文末尾に署名列記されている奉勅撰者中に、五位の位階を帯する(前引の傍○印部分)者が見られること。それら両書の編纂に際して、五位の者で、然も、その記定事業に相当大きく関与したであろうことが、都朝臣良香の『文徳実録』への係り合いと謂う形で認められること。(註<sup>2</sup>)それに既述した如く『文徳実録』においては、五位男性官人の「卒年齢明記事例数(率)」が他余の四国史におけるそれに比して卓越している許りか、その五位クラスの者の閱歴や動向に関する記載も亦、他余の四国史におけるそれよりも詳細であること。(註<sup>3</sup>)これらの『文徳実録』において認められる諸種の事共が相互に無縁であろう筈はなく、寧ろ、それらの記載事象の一々は、共に根を同じくし、それらの記載は共に五位の奉勅撰者に依る処が大きい、と考うべきであらう。

兎も角も、斯うして『続日本後紀』『文徳実録』両書の用字表現や記載様態、更には、それら双者に深く係る処の、史書として具有する性格などについて指摘し、ないしは明らかにしえた事柄自体は、独りそれら両書のみ止まらず、所

謂六国史全体の研究に際しても、有用な一資料たりうるものと言えよう。仍って以て爰に本稿の意義と価値とが認められるべきであろう。

註

- (1) 拙稿『文徳実録』良吏伝の検討(『日本古代の政治と制度』林陸朗先生還暦記念会編所収)。
- (2) 坂本太郎氏『六国史』二九一―二九四頁。
- (3) (1)に同じ。

(昭和六十二年六月十三日成稿)